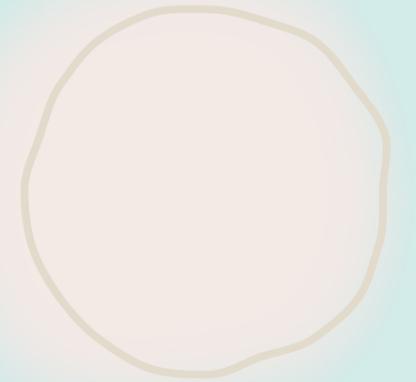


第2期長泉町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
長泉町

はじめに

平成27年4月、「子ども・子育て支援新制度」のスタートにあわせ、町では平成27年度から令和元年度を計画期間とする「長泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この間、国においては、平成28年に児童福祉法改正を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子育て環境は大きく変化してきています。



町におきましても、事業計画に基づいて保育所や幼保連携型認定こども園の整備、子育てコンシェルジュの設置など、待機児童解消対策や子育て家庭への支援を町民の皆様や教育・保育に携わる事業者の皆様のご協力をいただきながら進めて参りました。第2期事業計画におきましても、時代のトレンドを反映し、子育て家庭への支援、保育所等の待機児童解消に向けた取り組み、放課後児童施策の充実、地域子ども・子育て支援事業への取り組みなど、引き続き取り組んでいきます。

結びに、計画策定にあたりまして、アンケート調査やヒアリングにご協力いただき貴重なご意見をいただきました皆様、また、計画策定にご尽力いただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

長泉町長 池田 修

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 長泉町の状況.....	8
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	17
3 第2期計画策定に向けた課題.....	31
第3章 計画の基本理念、体系	33
1 基本理念.....	34
2 基本的な視点.....	35
3 施策の体系.....	37
第4章 施策の展開	38
基本方針1 すべての家庭が安心して子育てできるまち.....	39
基本方針2 のびのび子育てにスクラムを組むまち.....	45
基本方針3 子育て世帯へのきめ細かな支援に取り組むまち.....	51
基本方針4 子どもが安全で安心して遊び、学べるまち.....	59
基本方針5 母子保健・医療の充実したまち.....	72

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策..... 82

- 1 教育・保育提供区域の設定..... 83
- 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の推計の考え方..... 84
- 3 人口の見込み..... 87
- 4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策..... 88
- 5 地域子ども・子育て支援事業..... 91
- 6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進..... 99
- 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保..... 99

第6章 計画の推進に向けて..... 101

- 1 計画の推進体制..... 102
- 2 計画の進行管理..... 103

参考資料..... 104

- 1 長泉町子ども・子育て会議条例..... 105
- 2 長泉町子ども・子育て会議委員名簿..... 107
- 3 長泉町子ども・子育て会議の開催経過..... 108
- 4 用語解説..... 109



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、これまでの社会や経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身につけることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と前年比減少となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が希望する保育サービスを利用できていない状況です。

待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、令和2年度末までに女性の就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

長泉町においては、これまで平成27年3月に『長泉町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、様々な子育て支援施策を総合的に進めてきました。この間、国では、子ども・子育て支援法の改正等、子どもや子育て施策に関する様々な法律等が改正され、令和元年10月からは、生涯にわたる人格形成や基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策等の観点から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。町における子育て支援の施策については、子どもの「最善の利益」が実現され、心身ともに健やかに育成される社会の実現に努めていかなければなりません。

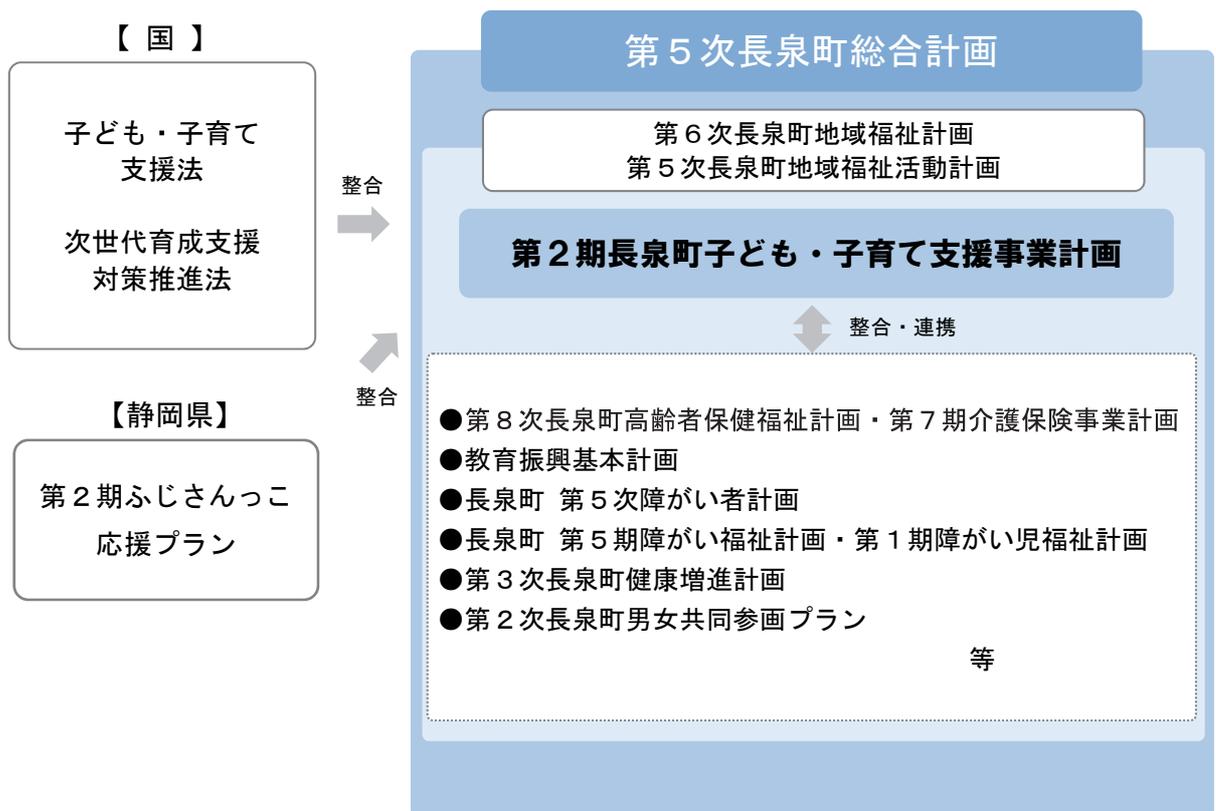
この度、『長泉町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期長泉町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものであります。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

その他、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」や「静岡県子どもの貧困対策計画」における取組の方向性、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待防止のための当町の施策を盛り込みます。



4 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
第2期長泉町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、子ども・子育て支援事業に係る基礎調査を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。(①調査対象 ②調査期間 ③調査方法)

- ① 調査対象：未就学、小学生のお子さんを持つ保護者
- ② 調査期間：平成30年12月10日（月）～12月26日（水）
- ③ 調査方法：施設配布・施設回収、郵送配布・郵送回収

(2) 計画策定の方法

計画の策定にあたり、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、平成30年度に行った計画策定のための基礎調査において当事者等の現状や意見の分析、子育て支援団体のヒアリング等を実施しました。具体的な骨子案や施策の作成にあたっては、子育て支援に関わる庁内関係各課と作業部会を組織し、第1期事業計画で実施された施策の評価を行いながら計画案の検討を進めました。策定作業の節目においては、町民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成される「長泉町子ども・子育て会議」において計画の内容について審議していただき、これらの意見を踏まえて計画案を決定しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月20日（月）から2月19日（水）にかけて、町内6箇所（長泉町役場、こども未来課、情報公開コーナー、パルながいずみ、ウェルピアながいずみ、コミュニティながいずみ、南部地区センター）においてパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



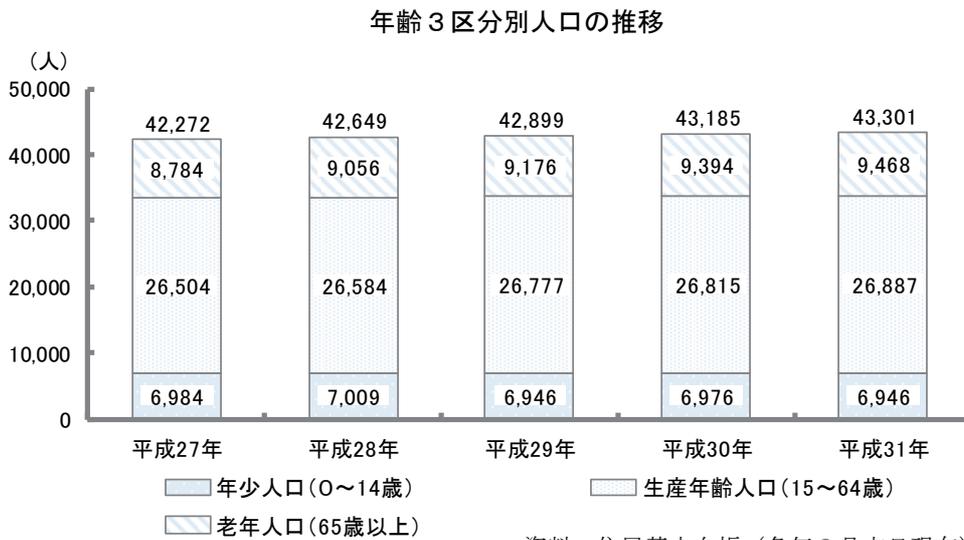
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 長泉町の状況

(1) 人口の状況

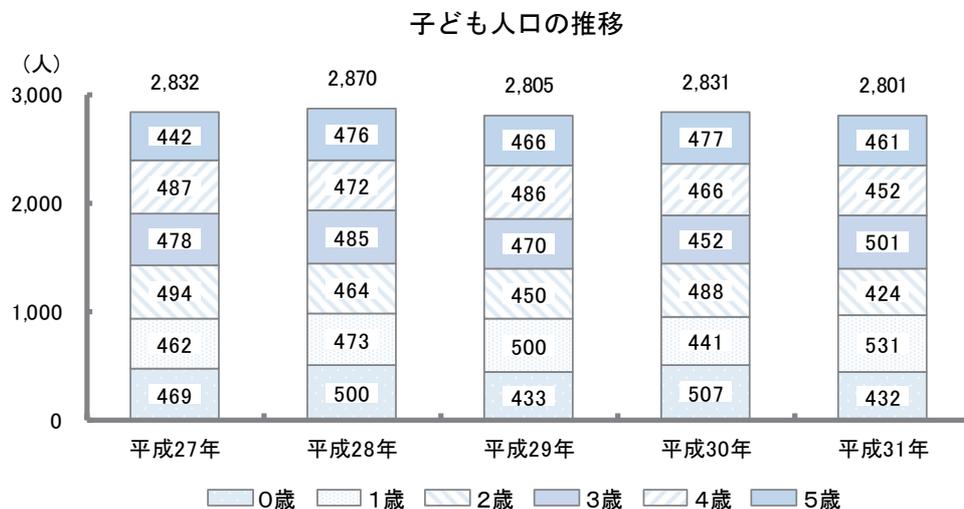
① 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年3月末現在で43,301人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は増減を繰り返しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



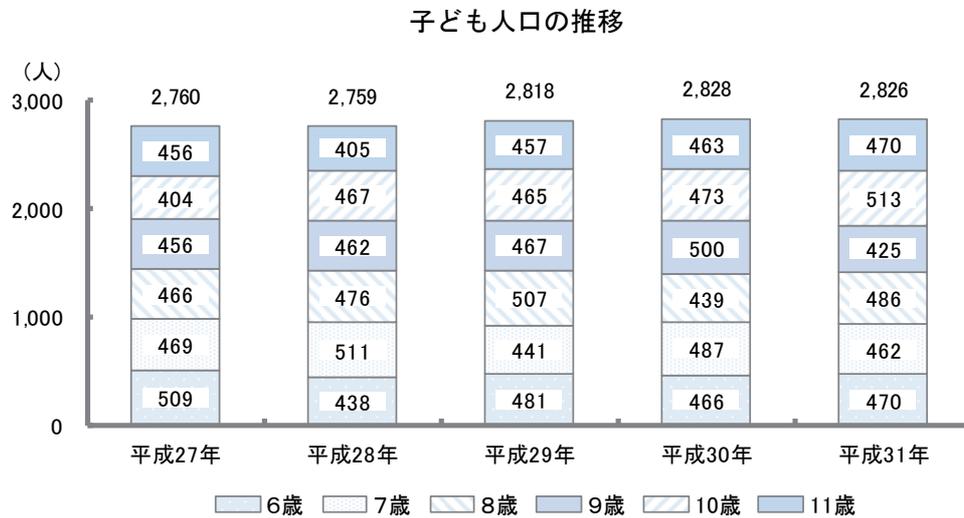
② 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は減少傾向となっており、平成31年3月末現在で2,801人となっています。特に他の年齢に比べ、2歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は増加傾向となっており、平成31年3月末現在で2,826人となっています。特に他の年齢に比べ、10歳の増加率が高くなっています。

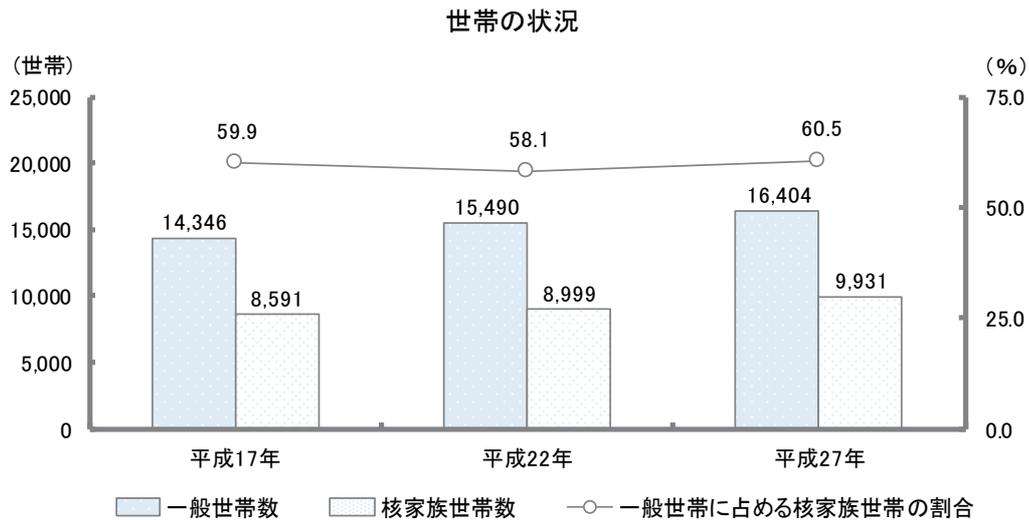


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

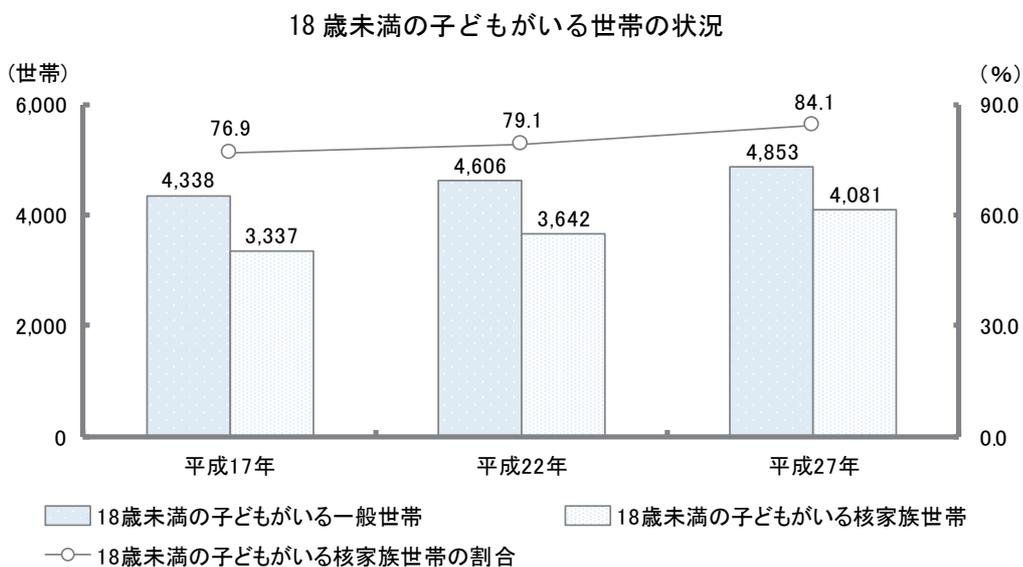
本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で9,931世帯となっています。また、一般世帯数も年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加しています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

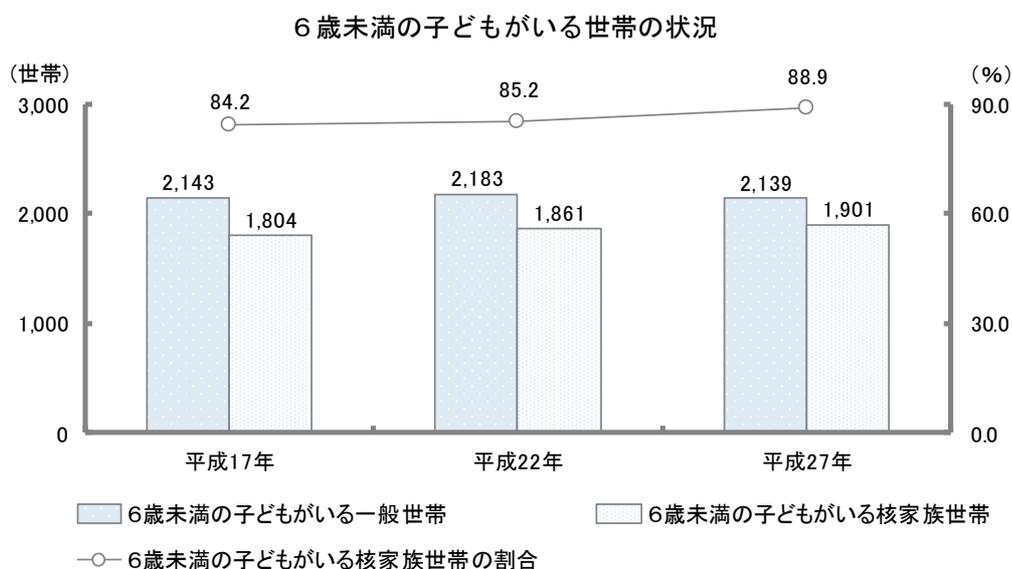
本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で4,853世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯及び核家族世帯の割合も増加傾向となっています。



資料：国勢調査

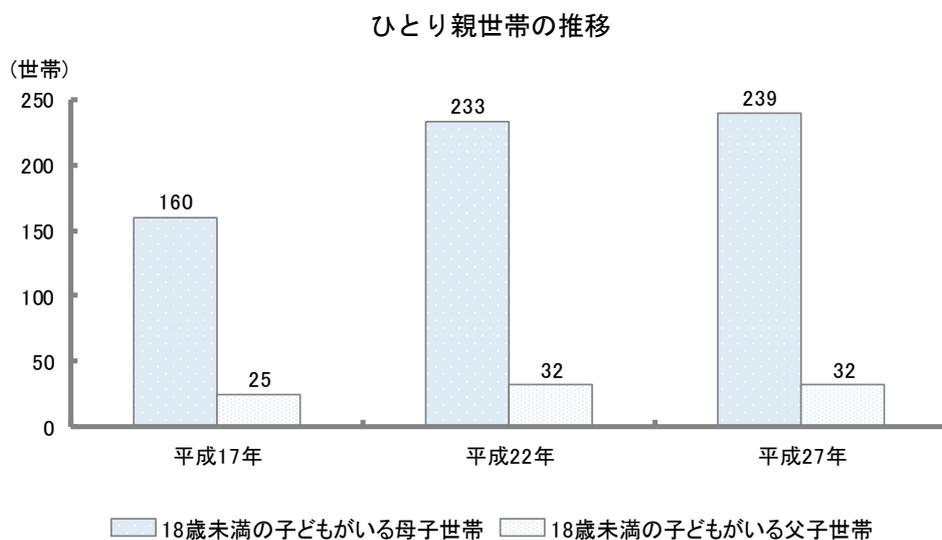
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しており、平成27年で2,139世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯及び核家族世帯の割合も年々増加しています。



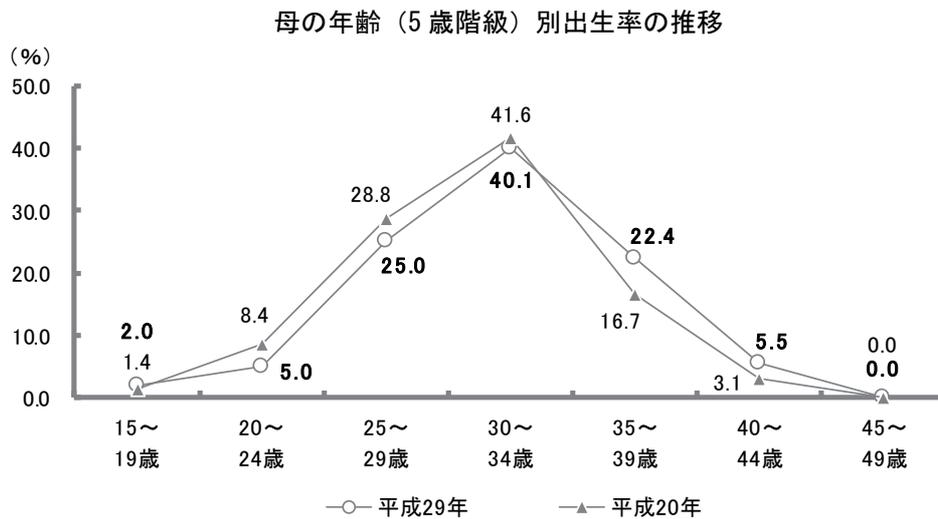
④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で239世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、ほぼ横ばいとなっています。



③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本町の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることが推測されます。

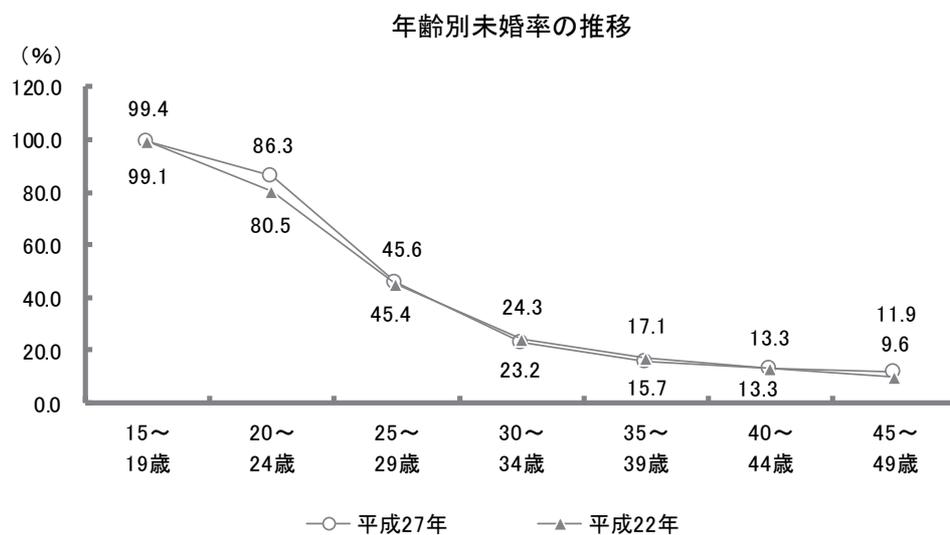


資料：静岡県人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で45歳以上の未婚率が上昇傾向となっています。

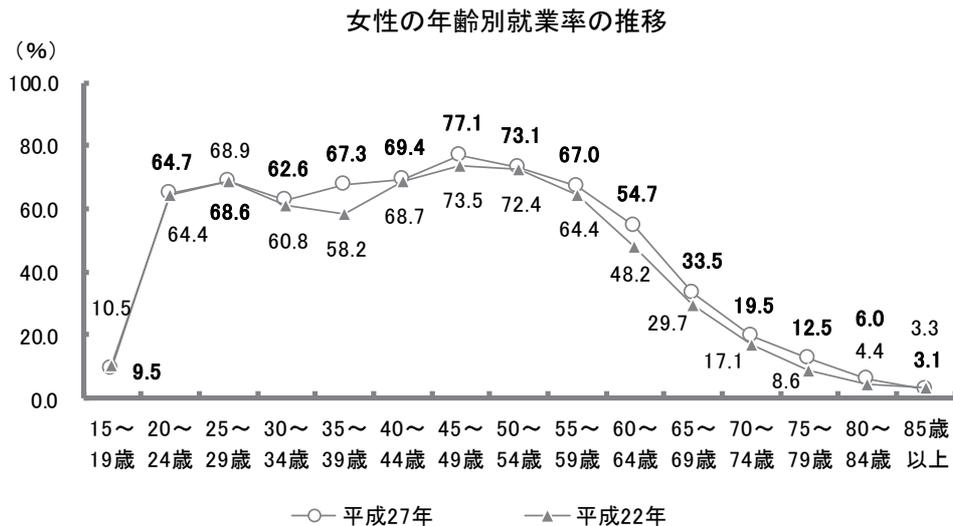


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

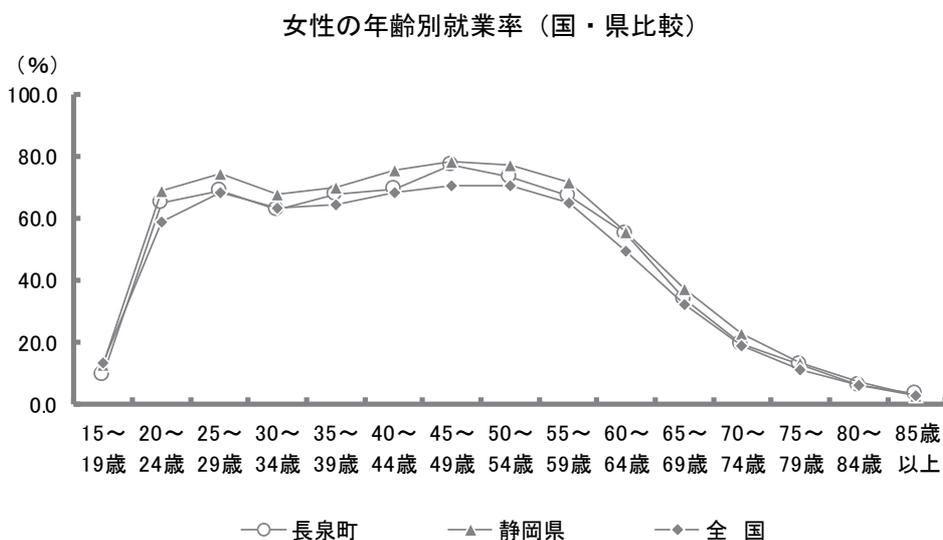
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

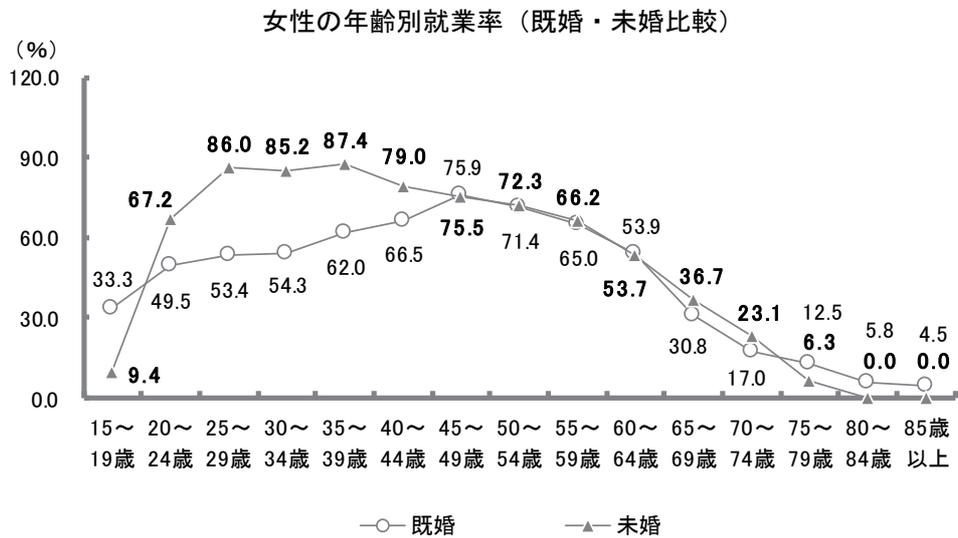
本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、静岡県と比較すると、ほとんどの年代で全国より高いものの、静岡県よりは低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

2 アンケート調査結果からみえる現状

調査の目的

5年を1期とする「長泉町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度をもって終了するにあたり、今後の子育て支援施策を進める上での参考資料とすることを目的に実施しました。

調査対象

- ①未就学児の保護者：町内在住の未就学のお子さんを持つ保護者の中から無作為抽出
(郵送配布) 200名
保育所等施設を通して保護者へ配布(施設配布) 1,143名
- ②小学生の保護者：町内在住の小学生のお子さんを持つ保護者へ配布
小学校を通して保護者へ配布(施設配布) 964名

調査期間

平成30年12月10日(月)～12月26日(水)

調査方法

未就学児：施設配布・施設回収及び郵送配布・郵送回収

小学生：施設配布・施設回収

回収状況

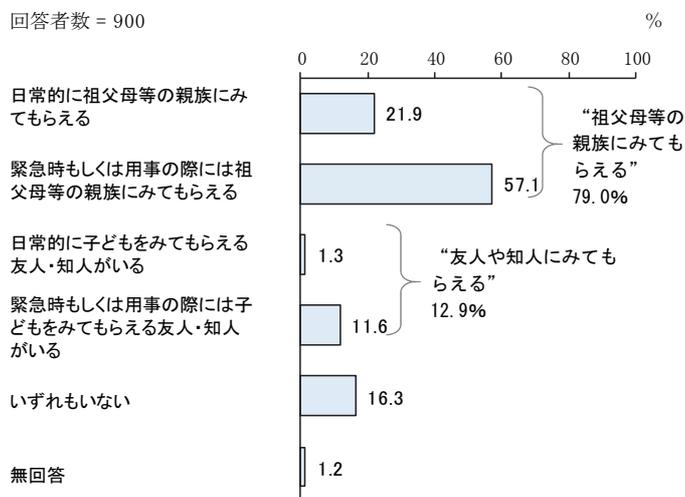
	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児の保護者	1,343通	900通	67.0%
小学生の保護者	964通	852通	88.4%

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

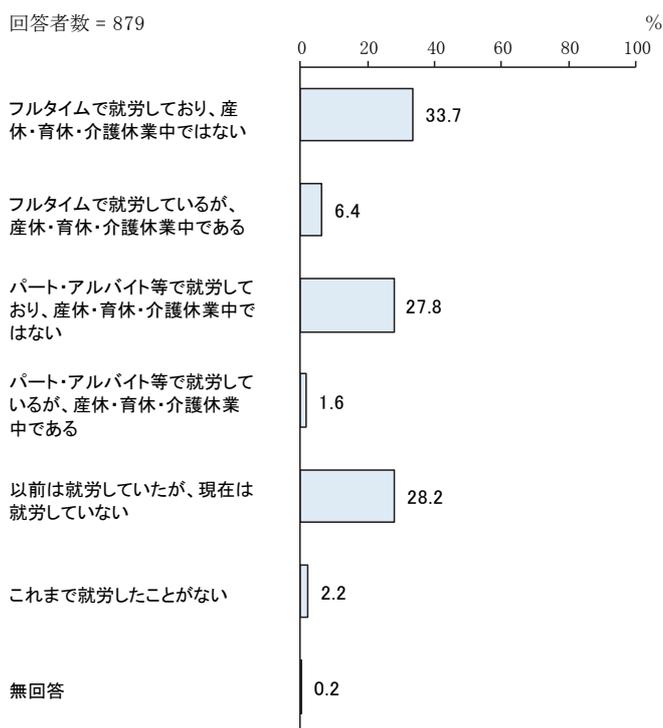
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が21.9%となっています。

日頃子育てを頼める親族や知人の有無では、“祖父母等の親族にみてもらえる”が79.0%、“友人や知人にみてもらえる”が12.9%となっています。



② 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が28.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.8%となっています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が54.7%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が28.3%となっています。

「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた「フルタイムへの転換希望」がある母親は、41.1%となっています。

回答者数 = 258

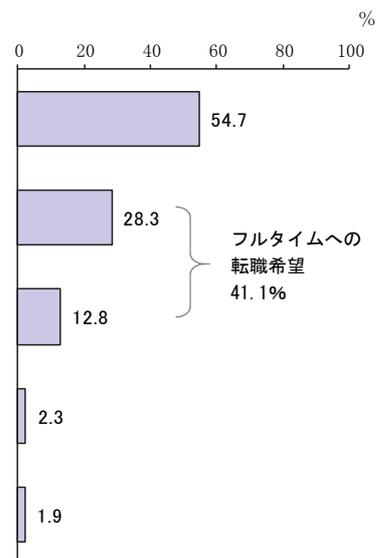
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望

フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない

フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある

パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先に就労したい」の割合が46.8%と最も高く、次いで「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が25.1%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が16.5%となっています。

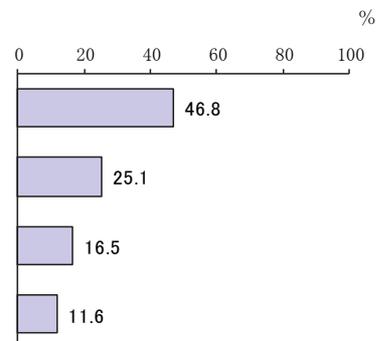
回答者数 = 267

1年より先に就労したい

すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

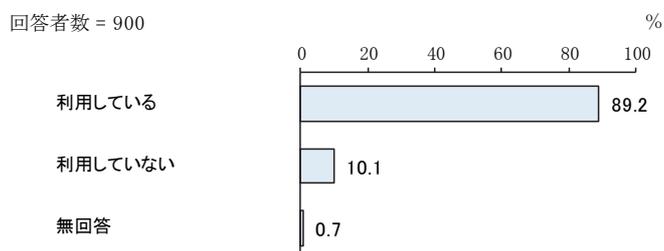
無回答



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

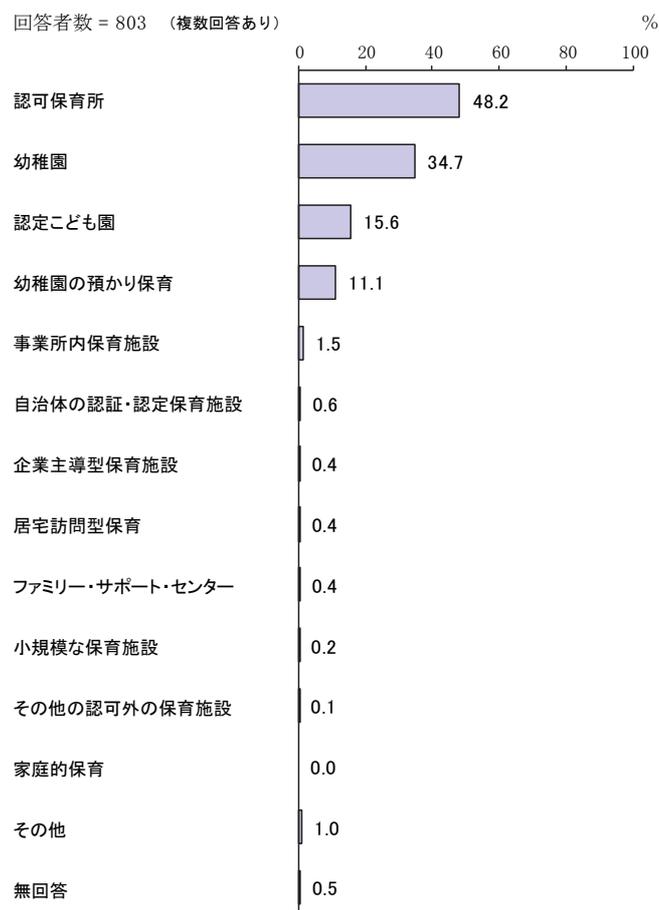
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が89.2%、
「利用していない」の割合が10.1%と
なっています。



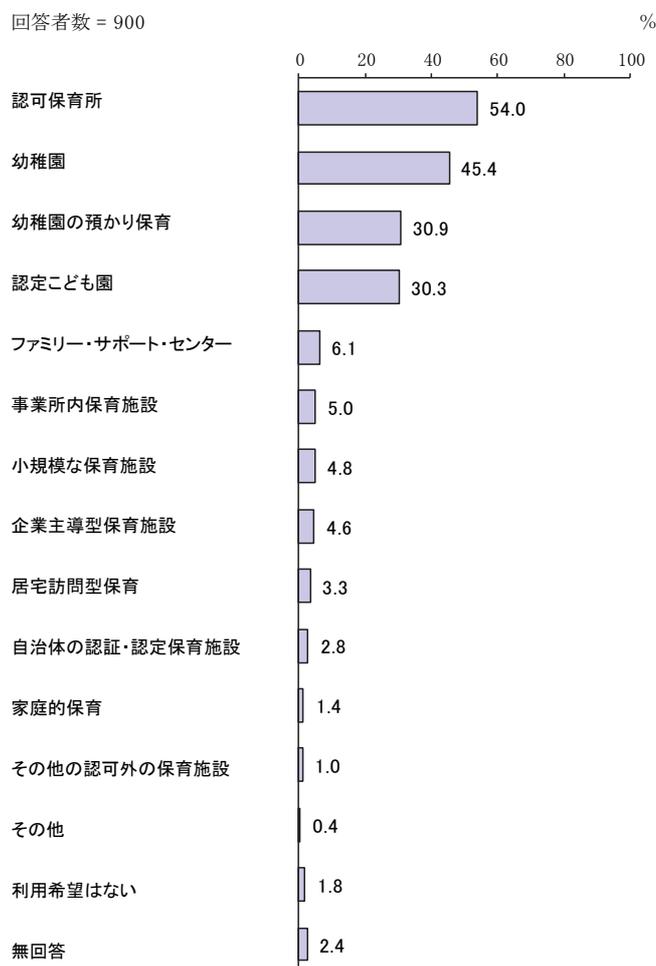
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が48.2%と最
も高く、次いで「幼稚園」の割合が
34.7%、「認定こども園」の割合が
15.6%となっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

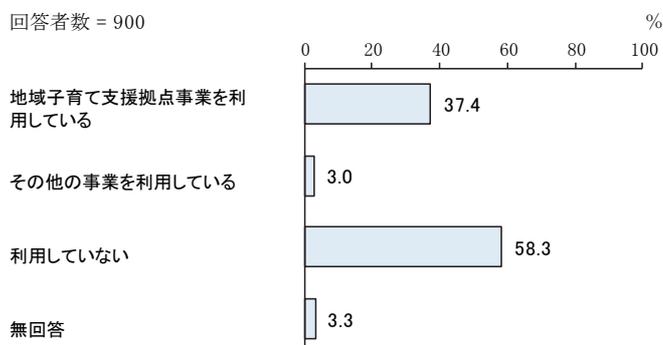
「認可保育所」の割合が54.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が45.4%、「幼稚園の預かり保育」の割合が30.9%となっています。



(3) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

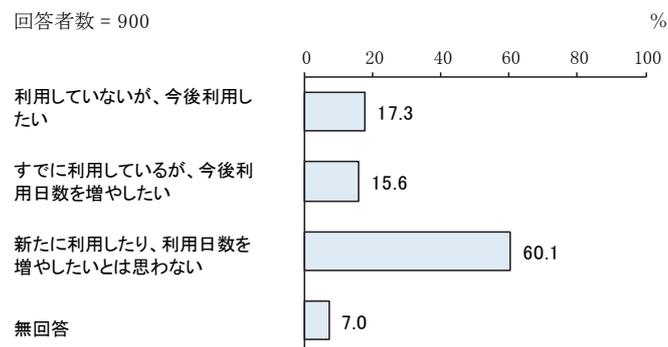
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が58.3%と最も高く、以下「地域子育て支援拠点事業を利用している」が37.4%、「その他の事業を利用している」が3.0%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が60.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が17.3%となっています。



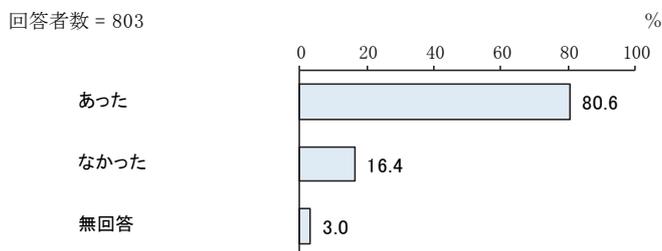
地域子育て支援センターの所在地

名称	所在地	運営
こども交流センター (パルながいずみ)	中土狩 539 (フレスポ長泉 2F)	長泉町
みかんちゃん	竹原 317-1 (竹原保育園 2F)	長泉町
ちえりーぶらっさむ	納米里 219 (聖心保育園 2F)	事業委託

(4) 病気等の際の対応について

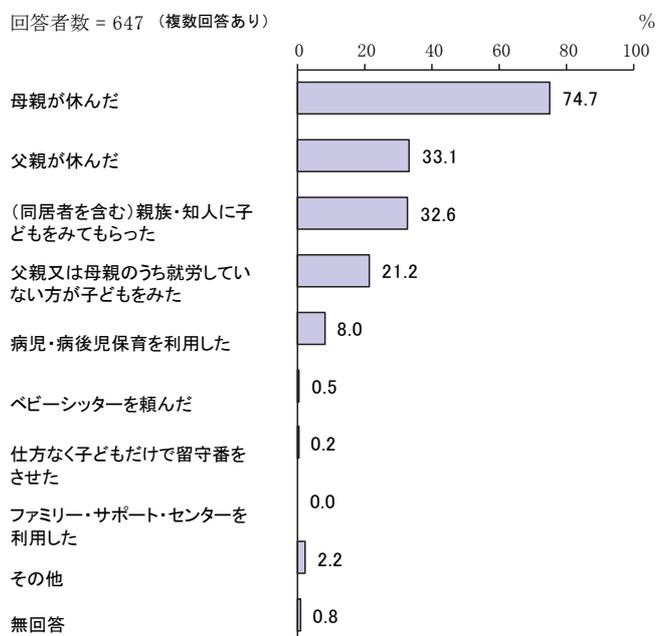
① 子どもが病気やケガで平日の定期的な教育・保育の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が80.6%、「なかった」の割合が16.4%となっています。



② 子どもが病気やケガで平日の定期的な教育・保育の事業の利用ができなかった場合の対応

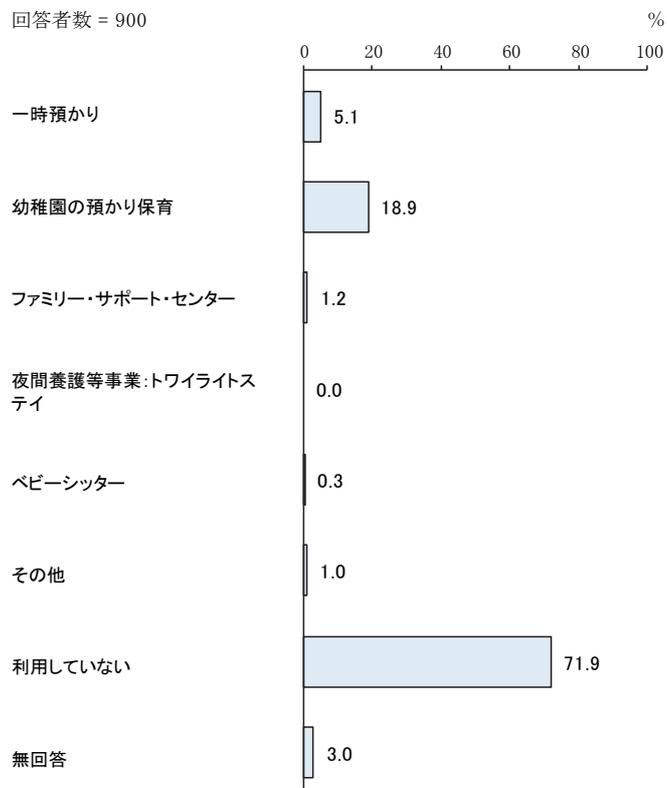
「母親が休んだ」の割合が74.7%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が33.1%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が32.6%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

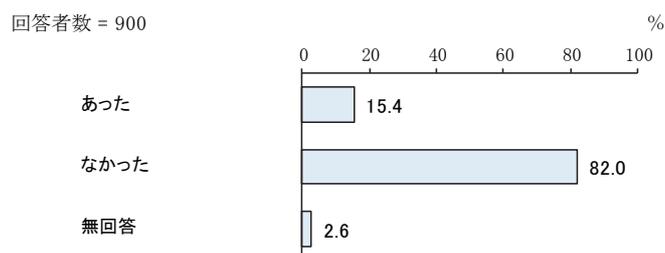
① 不定期の教育・保育の利用状況

不定期に利用している教育・保育事業の状況では、「利用していない」の割合が71.9%と最も高くなっていますが、利用状況を見ると、「幼稚園の預かり保育」(18.9%)、「一時預かり」(5.1%)となり、その他の事業はあまり利用がない状況です。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

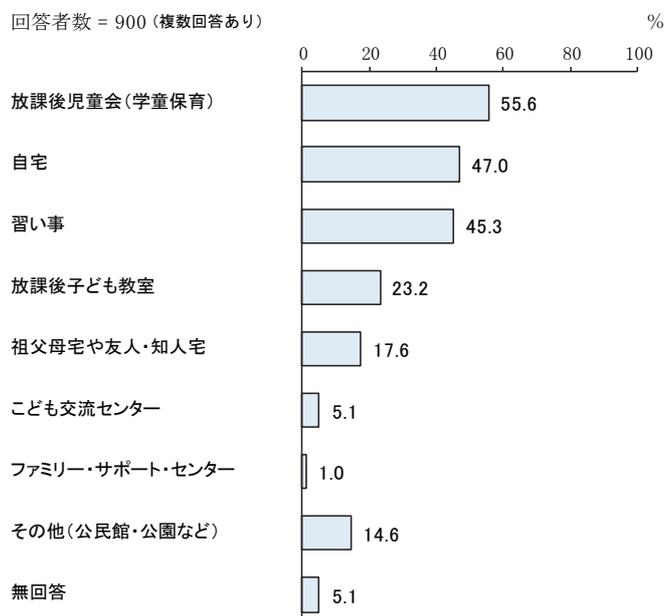
「あった」の割合が15.4%、「なかった」の割合が82.0%となっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について

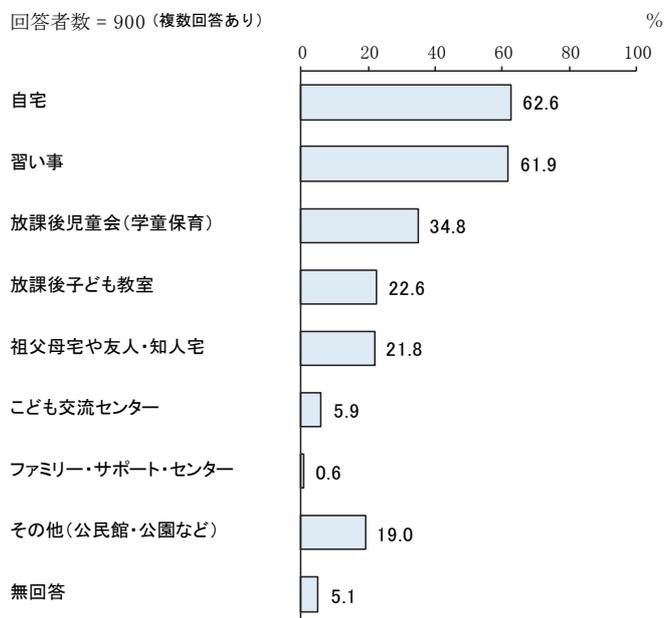
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童会（学童保育）」の割合が55.6%と最も高く、次いで「自宅」の割合が47.0%、「習い事」の割合が45.3%となっています。



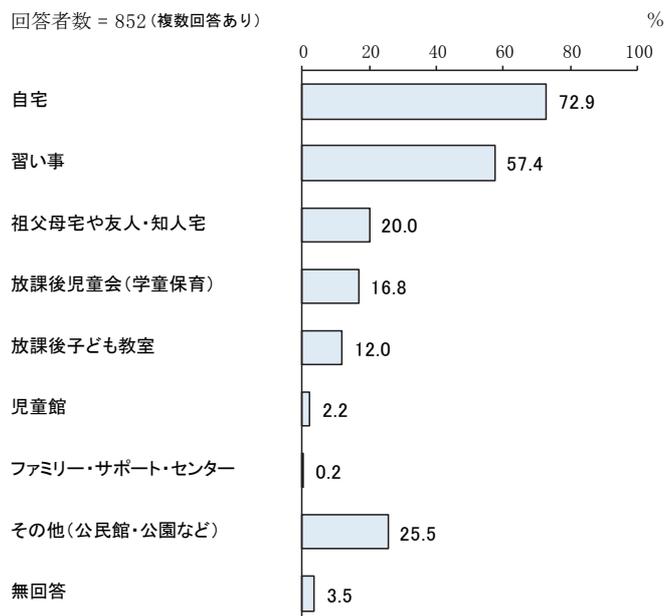
② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が62.6%と最も高く、次いで「習い事」の割合が61.9%、「放課後児童会（学童保育）」の割合が34.8%となっています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

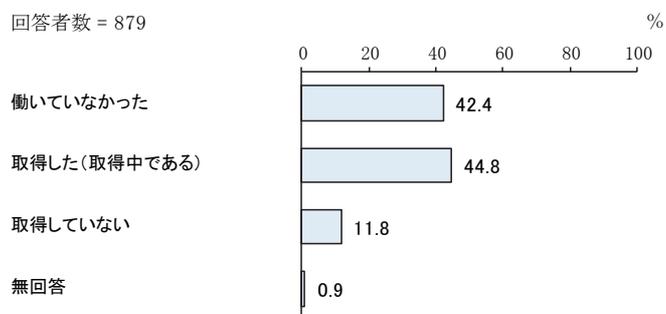
「自宅」の割合が72.9%と最も高く、次いで「習い事」の割合が57.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が20.0%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

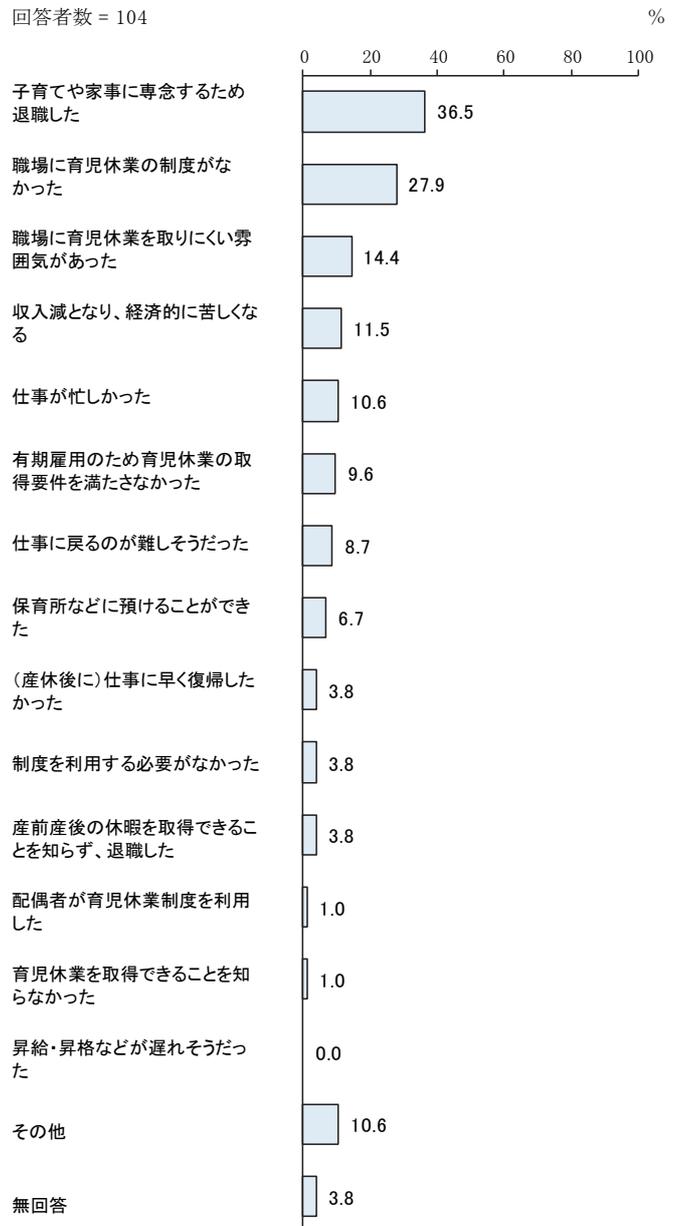
「取得した(取得中である)」の割合が44.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が42.4%、「取得していない」の割合が11.8%となっています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が36.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が27.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が14.4%となっています。

回答者数 = 104



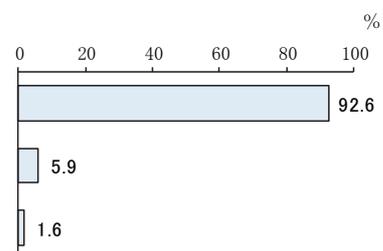
(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

子育て（教育）の気軽な相談先の有無では、「いる（ある）」が92.6%、「いない（ない）」が5.9%となっています。

回答者数 = 900

いる(ある)
いない(ない)
無回答

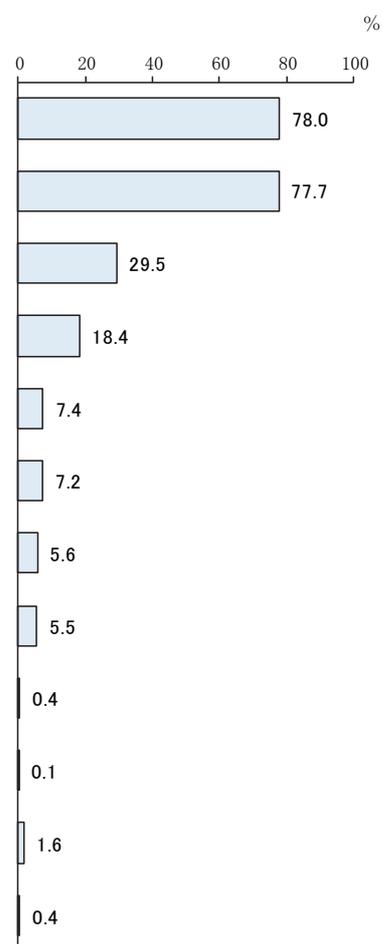


② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

子育て（教育）の気軽な相談先では、「祖父母等の親族」が78.0%で最も高く、以下「友人や知人」77.7%、「保育士」29.5%、「幼稚園教諭」18.4%、「近所の人」7.4%となっています。

回答者数 = 900(複数回答あり)

祖父母等の親族
友人や知人
保育士
幼稚園教諭
近所の人
かかりつけの医師
保健所・町(健康増進課)
子育て支援施設・NPO
自治体の子育て関連担当窓口
民生委員・児童委員
その他
無回答

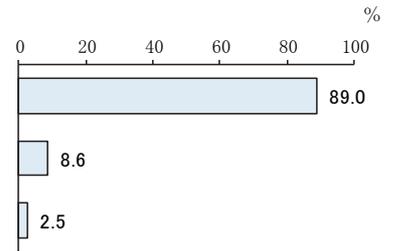


③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

子育て（教育）の気軽な相談先の有無では、「いる（ある）」が89.0%、「いない（ない）」が8.6%となっています。

回答者数 = 852

いる(ある)
いない(ない)
無回答

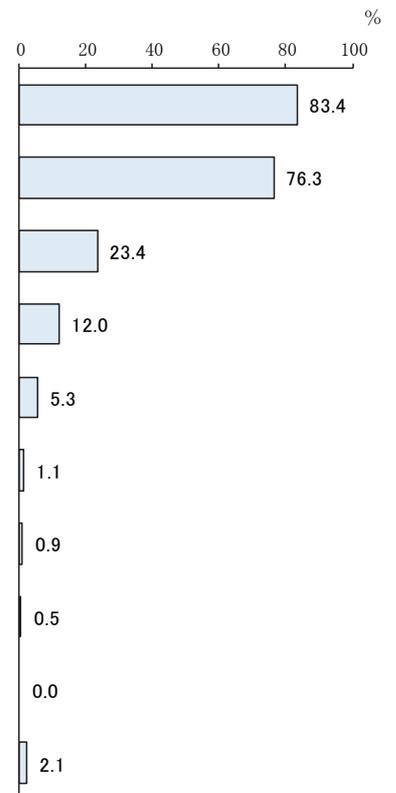


④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

子育て（教育）の気軽な相談先では、「友人や知人」が83.4%で最も高く、以下「祖父母等の親族」76.3%、「学校（教諭）」23.4%、「近所の人」12.0%、「かかりつけの医師」5.3%となっています。

回答者数 = 758 (複数回答あり)

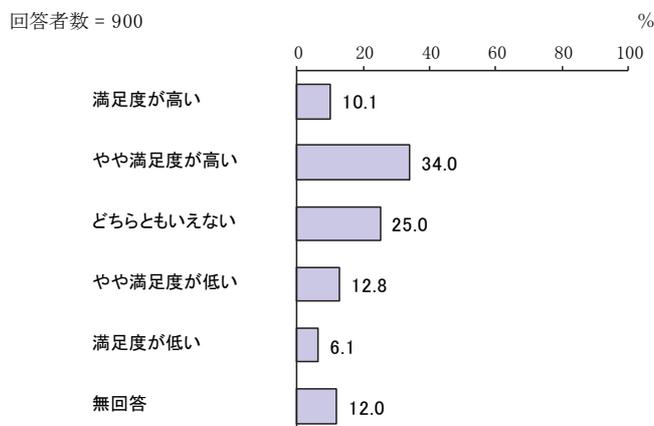
友人や知人
祖父母等の親族
学校(教諭)
近所の人
かかりつけの医師
子育て支援施設・NPO
保健所・町(健康増進課)
自治体の子育て関連担当窓口
民生委員・児童委員
その他



(9) 子育て全般について

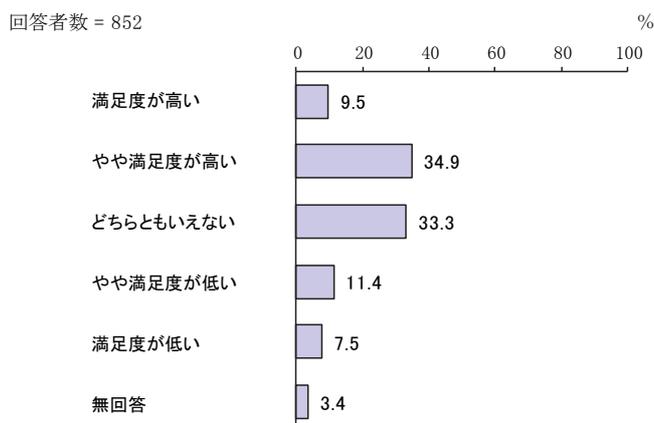
① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

居住地における子育て環境や支援の満足度では、「やや満足度が高い」の34.0%が最も高く、以下「どちらともいえない」25.0%、「やや満足度が低い」12.8%、「満足度が高い」10.1%、「満足度が低い」6.1%となっています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

居住地における子育て環境や支援の満足度では、「やや満足度が高い」の34.9%が最も高く、以下「どちらともいえない」33.3%、「やや満足度が低い」11.4%、「満足度が高い」9.5%、「満足度が低い」7.5%となっています。



3 第2期計画策定に向けた課題

第1期事業計画の基本目標ごとに、子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 「すべての家庭が安心して子育てできるまち」について・・・・・・・・

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することをめざしています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は44.8%となっていますが、一方で父親の取得状況は4.8%と、低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

(2) 「のびのび子育てにスクラムを組むまち」について・・・・・・・・

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、幼稚園、保育所等との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

アンケート調査では、未就学児童をもつ母親の約7割はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の約4割はフルタイムへの転換希望があります。

今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での子育て力を高めていきます。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

(3)「子どもが安全で安心して遊び、学べるまち」について・・・・・・・・

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながり方を再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

町の統計では、交通事故件数は増減を繰り返しながら緩やかに減少傾向にあります。

子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。

また、警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守ることが必要です。

(4)「母子保健・医療の充実したまち」について・・・・・・・・

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査では、子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「子育て支援施設」などの各機関は1割を満たしていない状況となっています。

さらに、就学前児童保護者で5.9%、小学生保護者で8.6%が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない/ない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、適切に福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して生み育てることができるとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。



第3章 計画の基本理念、体系

1 基本理念

第1期長泉町子ども・子育て支援事業計画では、「笑顔があふれるまち ながいずみ
～ 子どもが輝き 子育てが楽しい 心ふれあうまちをめざして～」を基本理念とし
て、子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、父母、その他の保護者が子育ての



第一義的責任を有することを基本的認識とし、
家庭、その他の場において、子育ての意義につ
いて理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実
感されるとともに、次代を担う子どもたちの最
善の利益を保障しながら、地域みんなに支えら
れ、心身ともに健やかに成長できることをめざ
し、計画を推進してきました。

本計画においても、これまで実施してきた各
種施策をさらに推進するために、第1期事業計画の基本理念を継承し、これからの長
泉町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望の持てるまちを
めざします。

基 本 理 念

笑顔があふれるまち ながいずみ

～ 子どもが輝き 子育てが楽しい 心ふれあうまちをめざして～



2 基本的な視点

基本理念の実現に向けて、基本的には第1期長泉町子ども・子育て支援事業計画を継承し、施策・事業を推進していきます。

(1) 子どもの視点・・・・・・・・

子育て支援サービス等によって影響を受けるのは、多くは子ども自身です。次世代育成支援対策の推進は子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

(2) 次代の親づくりという視点・・・・・・・・

子どもは成長して、次代の親になる存在であるため、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

(3) サービス利用者の視点・・・・・・・・

核家族化の進行や価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援への利用者のニーズも多様化しています。このような多様なニーズに対応できるよう柔軟に取り組みます。

(4) 社会全体による支援の視点・・・・・・・・

子育ては家庭が最も重要な機能であり、その責務も家庭で負わなければなりません。しかしながら、家庭における養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えることが困難となってきました。そのため、子育てを社会全体の問題として考え、地域社会全体で支えていきます。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点・・・・・・・・

国・自治体・企業をはじめとする関係機関の連携のもと、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するため、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じた仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを進めることを重視します。

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点・・・・・・・・

“子育て支援”と“働き方改革”を一層強化して、新たに地域の実情に応じた“結婚・妊娠・出産・育児”の支援を行うことで、切れ目のない支援を推進していきます。

(7) すべての子どもと家庭への支援の視点・・・・・・・・

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立感等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進します。

(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点・・・・・・・・

地域においては子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体等が活動しているほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や地域に受け継がれる伝統文化等があります。こうした様々な地域資源を十分に活用していきます。

(9) サービスの質の視点・・・・・・・・

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス量とともにサービスの質を確保することが重要となります。サービスの質を向上させるため、人材の資質向上とともに情報公開を推進します。

(10) 地域特性の視点・・・・・・・・

本町ではこれまでに、重要政策の1つとして、子どもを生き育てやすいまちを掲げ、こども医療費助成制度や待機児童対策など、子育て支援策の充実に力を入れており、子育て世帯が増加しています。今後、少子化が一層進むと予想されている中、町の活力や発展を支えていくためにも、引き続き、地域の特性を活かした子どもを生き育てやすいまちづくりを総合的に推進していくとともに、子育て世帯の定住を促進する居住環境の整備に努めます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本方針]

笑顔があふれるまち
ながいずみ
子どもが輝き子育てが楽しい
心ふれあうまちをめざして

1 すべての家庭が安心して子育てできるまち

1-1 地域における子育て支援の推進

- (1) 保育・教育の場及び地域子ども・子育て支援事業の充実
- (2) 子育て家庭への経済的支援

1-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための環境づくり

- (1) 仕事と子育ての両立の推進
- (2) 子育て中の親への支援

2 のびのび子育てにスクラムを組むまち

2-1 楽しく子育てできる環境の整備

- (1) 家庭の子育て力・教育力の向上への支援
- (2) 地域の子育て力の強化
- (3) 子育て家庭への住宅環境の整備

3 子育て世帯へのきめ細かな支援に取り組むまち

3-1 きめ細かな取り組みを必要とする子どもへの支援

- (1) ひとり親家庭等への自立支援
- (2) 障がい児等の健全な育成と安心な生活への支援
- (3) 児童虐待防止対策の充実・強化
- (4) 子どもの貧困対策の推進

4 子どもが安全で安心して遊び、学べるまち

4-1 子どもの主体的権利を保障する仕組みの構築

- (1) 子どもの人権擁護
- (2) 子どもの健やかな育成支援
- (3) 子どもの成長を促す生活の応援

4-2 安全に安心して遊び、学べる環境の整備

- (1) 子どもの声や姿が輝くまちづくり
- (2) 子どもを生み育てやすい環境のまちづくり

5 母子保健・医療の充実したまち

5-1 健康づくりと予防の推進

子どもの健康づくりの実践

5-2 母子保健・医療サービスの充実

- (1) 健やかな妊娠・出産・育児への支援
- (2) 母子医療体制の確保



第4章 施策の展開

(1) 保育・教育の場及び地域子ども・子育て支援事業の充実

共働きの家庭が増える中、日中の子どもの保育・教育の場はとても大きな役割をもつようになりました。しかし、特に母親は、働くためには子どもの保育・教育の場が確保されている必要があったり、保育・教育の時間に合わせた働き方しかできなかったりするなど、多様化する働き方に対応できる保育・教育のサービス提供体制や子育て支援事業が十分でないことが問題となっています。また、専業主婦として家庭で家事や子育てを行っている母親は、働いている母親に比べて家にいる時間が長く、育児に関する不安や悩みを相談する機会が少ないことから孤立しやすいとされています。そのため、専業主婦の母親にとっても、用事がある時や緊急時、息抜きをしたい時に、一時的に子どもを預けられる場や気軽に子育てについて相談できる場が必要であり、働いている母親、専業主婦の母親ともにニーズに合った支援が求められています。

具体的な施策の取り組み

保育・教育の場及び地域子ども・子育て支援事業の充実

多様な保育サービスの充実・強化

- ・子育て家庭のニーズに合った保育を実現するため、施設整備、保育士等の資質など保育サービスの質的な向上を図り、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの整備をめざしていきます。

施策の内容	方向性	担当課
病児・病後児保育（施設型）の実施	継続	こども未来課
地域の子育て支援者への支援	継続	こども未来課・生涯学習課
一時預かり事業の実施	継続	こども未来課
保育所等の第三者評価の検討	継続	こども未来課
保育所等苦情解決体制の充実	継続	こども未来課
低年齢保育の実施	継続	こども未来課
育児休業明けの年度途中入園の円滑化	継続	こども未来課
民間保育所等への支援	拡充	こども未来課
保育士等の資質の向上	継続	こども未来課
放課後児童健全育成事業の実施	継続	こども未来課

(2) 子育て家庭への経済的支援・・・・・・・・

少子化の原因の1つとして、子育てに対する経済的な負担が挙げられます。子育てに対する経済的な負担を理由に、子どもを持たない、または、希望する子ども数を持たない家庭が増えています。また、低迷する経済状況や増税などによって子育てに対する経済的な負担がさらに重くのしかかってくることが予想されます。よって、少子化対策の観点からも、子育て支援の観点からも、経済的支援の充実が課題となっています。町では今後とも経済的支援を継続的に実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていきます。

具体的な施策の取り組み

i 医療費等の助成

① こども医療費の助成

- ・高校3年生相当年齢までの児童・生徒の通院、入院に対する医療費を助成し、子育て世帯の経済的支援を行うとともに、制度の周知に努めます。
- ・低所得のひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行います。

施策の内容	方向性	担当課
こども医療費の助成	継続	こども未来課
母子家庭等医療費の助成	継続	こども未来課

② 自立支援医療（育成医療）費の助成

- ・障がいを軽減させる手術等にかかる経費の一部を負担します。

施策の内容	方向性	担当課
自立支援医療（育成医療）費の助成	継続	福祉保険課

ii 養育費・保育料・教育費等の負担軽減

① 養育費の負担軽減

- ・ひとり親家庭への経済的支援として、生活に必要な資金などの県の貸付制度の周知・利用促進を図ります。
- ・児童手当、児童扶養手当等を支給し、家庭生活の安定、児童の健全育成、福祉の向上を図ります。

施策の内容	方向性	担当課
福祉資金の貸付	継続	県・こども未来課
児童手当の支給	継続	こども未来課
児童扶養手当の支給	継続	こども未来課
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	継続	福祉保険課

② 保育料・教育費等の負担軽減

- ・幼稚園・保育所・知的障害児通園施設・認可外保育施設等に通園する家庭や、小学校・中学校に通学する家庭への経済的な負担の軽減を図ります。

施策の内容	方向性	担当課
認可外保育施設利用者助成事業の実施	継続	こども未来課
町単独副食費の助成	継続	こども未来課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	継続	教育推進課
遠距離通学費補助の支給	継続	教育推進課

(1) 仕事と子育ての両立の推進・・・・・・・・

社会・経済状況の変化、女性の就労に伴い、共働きの家庭が増加しています。それに伴い、子どもを保育の場に預ける人が増えていますが、保育・教育の場のサービス提供時間や曜日に合わせた働き方を余儀なくされている家庭が多くなっています。

様々な働き方に対応するため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みは益々重要な課題となってきています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事に充実感をもって取り組むために子どもの保育・教育の場が時間や曜日等のニーズに柔軟に対応できるようにすることだけでなく、父親の育児や家事への参画、地域活動などへの参加を含め、子育て中の家庭が豊かな生活を送れるような社会の仕組みを整えていく必要があります。

具体的な施策の取り組み

i 父親の育児・家事の参画促進

① 父親への意識啓発

- ・「子育てマイスター研修」や「男と女のチャレンジらいふ講座」などで、固定的な性別役割分担意識を解消するよう啓発を進めるとともに、具体的な行動から育児・家事の楽しさを伝え、男性の家事参加、育児参画を促進します。
- ・こんにちは赤ちゃん教室は、4回1コースを年間6クール実施しています。4回目は、沐浴実習を取り入れ、父親の参加を促しています。

施策の内容	方向性	担当課
子育てマイスター研修の開催	継続	こども未来課
こんにちは赤ちゃん教室の実施	継続	健康増進課
男と女のチャレンジらいふ講座の実施	継続	生涯学習課

② 育児休業取得の普及・啓発

- ・働いている妊婦に対して、母子健康手帳交付時にリーフレットを配布し啓発しています。

施策の内容	方向性	担当課
育児・介護休業法の情報提供	継続	健康増進課

ii 地域・事業所への啓発

地域・事業所への啓発

- ・次世代育成支援対策推進法の周知を図り、子育て中の男性の就業時間への配慮、育児休暇、看護休暇の取得の促進などを啓発していきます。
- ・「咲くっと」等の広報紙を全戸配布し、職場を優先する意識や慣行の解消、仕事と家庭生活のバランスのとれた生活の重要性を普及します。

施策の内容	方向性	担当課
静岡県男女共同参画基本計画の周知	継続	生涯学習課
静岡県男女共同参画推進条例の周知	継続	生涯学習課
長泉町男女共同参画プランの改訂	継続	生涯学習課

(2) 子育て中の親への支援・・・・・・・・

就労する女性が増加する中、妊娠・出産を機に休職もしくは退職する母親は少なくありません。しかし、出産後も継続して就労したり、数か月～数年後に復職もしくは再就職することを希望している母親も多いことから、母親の就労に対する関心は高いと言えます。一方で、子育てと仕事の両立をするための就労日数や就労時間などの条件面で折り合わず、就労しにくいといった問題もあります。また、現在は、妊娠中・産後の母親は、法律により、職場において保健指導・健康診査の時間が確保されたり、短時間勤務や作業負担の軽減などが認められたりしていますが、まだ十分に社会に浸透しているとは言えない状況となっています。母親が就労しやすい環境を整えるためには、まず母親に認められている権利を母親、職場の双方が理解することが大事であり、その上で母親のニーズに合った保育・教育の場の提供や就労の場の確保をしていかなければならないと思われます。

具体的な施策の取り組み

i 再就職支援

再就職支援

- ・事業所に対し、再雇用制度の普及・啓発を図るとともに、出産や育児などにより退職した親の再就職の機会の確保を図ります。

施策の内容	方向性	担当課
就職に係る情報提供・機会の提供	継続	商工会 ハローワーク (産業振興課)

ii 就業における母性保護の推進

就業における母性保護の推進

- ・職場において母性保護に関する法律などの周知に努め、妊娠時の定期検診などを受診するよう啓発に取り組みます。

施策の内容	方向性	担当課
職場における母性保護に関する法律などの周知	継続	健康増進課
働く女性の視点を導入した妊婦健康診査の実施	継続	健康増進課

2-1 楽しく子育てできる環境の整備

(1) 家庭の子育て力・教育力の向上への支援・・・・・・・・

子どもの生活の拠点は家庭であり、未就学児の教育が主に家庭で行われることが多いように、家庭が与える子どもへの影響は大きなものとなります。さらに、乳幼児期が、外部から様々なことを吸収して日々成長していく時期であることを踏まえると、家庭が子どもの成長に与える影響は計り知れないものとなります。また、近年、核家族化が進み、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、親や家庭を取り巻く状況も変化しています。誰もが安心して子どもを育て、出産や育児を通して得られる喜び、責任感、生きがいなどが人生を豊かにすることの素晴らしさについて、次世代を含む親に対する意識の啓発を図ります。

具体的な施策の取り組み

i 家庭・地域への意識啓発の充実

① 子育て意識の啓発

- 家庭教育の機能の向上と親同士のコミュニケーションを図るよう、小学校3校、幼稚園4園、認定こども園1園で開設している家庭教育学級の一層の充実を図り、ネットワーク化をめざします。
- 小学生・中学生の保護者向けに、子どもの成長に合わせた内容の子育て学習講座を企画し、小学校3校、中学校2校で実施していきます。

施策の内容	方向性	担当課
家庭教育学級の実施	継続	生涯学習課
子育て学習講座の開催	継続	生涯学習課
「家庭教育の日」の推進	継続	生涯学習課

② 男女共同参画の推進

- 性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女がともに家事、育児、子どもの教育などを行うよう、学習機会を充実するとともに、事業所への啓発を進め、男性の子育て参加を促進します。
- こんにちは赤ちゃん教室は、4回1コースを年間6クール実施しています。4回目は、沐浴実習を取り入れ、父親の参加を促しています。

施策の内容	方向性	担当課
男と女のチャレンジらいふ講座の実施（再掲）	継続	生涯学習課
男女共同参画啓発講演会の実施	継続	生涯学習課
男女共同参画プランの改訂（再掲）	継続	生涯学習課
こんにちは赤ちゃん教室の実施（再掲）	継続	健康増進課

③ 次世代の親づくり

- 小学校のペア活動では、上級生が下級生とふれあうことで小さな子へのいたわりの心を育てています。
- 家庭科の授業などで幼稚園・保育所等を訪問するなど、中学生が乳幼児にふれあう体験機会を充実し、子どもを生み育てることの喜びを学ぶことで、次代を担う親となるために必要な、豊かな人間性を育成します。

施策の内容	方向性	担当課
総合学習による異年齢層とのふれあいの推進（小学生）	継続	教育推進課
技術・家庭の家庭分野によるふれあいの推進（中学生）	継続	教育推進課

ii 子育て支援サービスの充実・強化

子育て支援サービスの充実・強化

- 地域で子育てを支援していくために、子どもを安心して預けることのできるファミリー・サポート・センター事業を充実します。
- 預かる側の「まかせて会員」増加に向け、周知の徹底と研修の方法を検討します。
- 地域子育て支援センターの利用を促進し、子育て家庭を支援する多様なサービスを充実・強化します。
- 幼稚園においても預かり保育を実施し、保護者の利便を図ります。
- 預かり保育の時間の拡充を検討していきます。

施策の内容	方向性	担当課
地域子育て支援センター事業の実施	継続	こども未来課
一時預かり事業の実施（再掲）	継続	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業の充実に向けた取り組み	継続	こども未来課
認可外保育施設利用者助成事業の実施（再掲）	継続	こども未来課
幼稚園等の園庭開放	継続	こども未来課
保育所等の延長保育	継続	こども未来課
幼稚園の預かり保育の実施	継続	こども未来課
幼稚園における未入園就園の支援	継続	こども未来課
出生記念品の贈呈	継続	こども未来課

※ファミリー・サポート・センター事業とは

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の方を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者（お願い会員）と当該援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整をセンターが行うものです。援助を受けたい方（お願い会員）と、援助を行いたい方（まかせて会員）はセンターに申し込むことにより会員になります。

(2) 地域の子育て力の強化

子育ては主に家庭で行われるものではありませんが、地域における子育ても子どもの健全な成長のためには欠かせないものとなります。地域には多世代、多様な方が生活しており、その人たちとのコミュニケーションから学ぶことのできるものは、家庭での家族とのコミュニケーションから学ぶことのできるものとは違うものであり、地域は社会におけるルールを学び、実践していく場としても、子どもの健全な成長に対する影響は大きくなっています。しかし、核家族化が進み、近所付き合いが希薄化している昨今、地域の子育て力の強化なしでは、子どもの健全な成長に資することができません。今後、地域の子育て力を強化するためには、地域行事への子どもの積極的な参加を呼び掛けることはもちろん、みんなで子どもを育てるという意識を地域住民に再度認識してもらう必要があります。

具体的な施策の取り組み

i 地域サポートシステムの構築

① 地域サポートシステムの構築

- 地域で子育て家庭を応援する団体を支援し、地域における支え合いを推進していきます。
- 地域の人材を活用し、事業の展開を図ります。
- 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うために、小学校の敷地内等での放課後児童会と放課後子供教室の一体的利用を引き続き実施していきます。

施策の内容	方向性	担当課
子育てを支援する民間団体への支援	継続	こども未来課
声掛け運動の展開	継続	生涯学習課
地域の子育て支援者への支援（再掲）	継続	こども未来課・生涯学習課
新・放課後子ども総合プランの推進	継続	こども未来課・生涯学習課

② 交流の場の促進と支援

- 身近な場所で、いつでも親子が集える場を提供し、子どもの遊び場や友だちづくりの場として、地域の子育て家庭のグループづくりや子育ての情報交換の機会を提供していきます。
- 子育てサークルなどのネットワークづくりにより、子育ての情報交換の機会の増加を図ります。

施策の内容	方向性	担当課
地域子育て支援センター事業の実施（再掲）	継続	こども未来課
子育てフェスティバルの開催	継続	こども未来課

③ 相談機能の充実

- 各種相談機能を充実するとともに、子どもに関する相談が総合的に実施できるよう進め、子育て家庭の不安の解消を図ります。
- 子育て関連施設の利用者に対し、情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整をする利用者支援専門員の活用を図ります。
- 子どもの年齢に合わせた相談・支援を充実していきます。
- 障がいなどを理由に子育てや自立生活が困難な家庭に対し、家庭相談支援員が生活面からの支援をしていきます。

施策の内容	方向性	担当課
子育てに関する総合相談窓口の設置	新規	こども未来課
保健師・栄養士による相談	継続	健康増進課
保育士による相談	継続	こども未来課
ひまわり相談事業の実施	継続	生涯学習課
家庭相談支援員の配置	継続	福祉保険課
利用者支援専門員（保育コンシェルジュ）の配置	継続	こども未来課

④ 子育て情報の提供

- すぐに役立つ情報など、子育てにかかわる情報提供を充実していきます。
- より多くの子育て情報を提供するために、子育てアプリやホームページを有効活用していきます。

施策の内容	方向性	担当課
子育てアプリ等を活用した情報提供	継続	こども未来課
子育て情報の提供	継続	こども未来課
子育て情報冊子の作成	継続	こども未来課

⑤ 人材の活用

- 自然体験やスポーツなど子どもの多様な体験を指導する地域の人材を活用していきます。
- 子どもたちが幅広い分野の体験活動を行えるように新規指導者の確保に努めていきます。

施策の内容	方向性	担当課
少年少女（はぴはぴ）サークルの充実	継続	生涯学習課

(3) 子育て家庭への住宅環境の整備

子どもが主に生活を送る場は家庭であり、家庭において習得した基本的な生活習慣が、大人になった後の生活習慣にも大きな影響を与えます。そのため、生活基盤となる住宅環境は、規則正しい生活習慣を習得するために、子どもが安心して落ち着いた生活を送れる場でなくてはなりません。また、住宅のみならず、住宅周辺の公園や保育・教育の場、教育施設など、子育てをする上で必要な設備・施設が整っていることも望まれます。加えて、よりよい住宅環境となるよう、地域住民一人ひとりが節度のある行動を心掛けていかなければなりません。本町では、子どもの健全な育成のために必要となる住宅環境に関する情報の提供に努めていきます。あわせて、「長泉町住生活基本計画」の政策との連携を図りながら、子育て家庭への住宅環境の整備を進めていきます。

具体的な施策の取り組み

良質な子育て住宅の確保

良質な子育て住宅の確保

- ・子育て家庭を住宅面から支援するための情報を提供します。

施策の内容	方向性	担当課
町営・県営住宅の情報の提供	継続	建設計画課
子育て世帯家賃低廉化事業補助金の支給	継続	建設計画課

3-1

きめ細かな取り組みを必要とする子どもへの支援

(1) ひとり親家庭等への自立支援

全国のひとり親家庭は、母子世帯123.2万世帯、父子世帯18.7万世帯の計141.9万世帯となって推計されています(厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より)。ひとり親家庭は、相談相手が少ないことや相談する時間がないことを理由に、子育てに関する悩みや不安を抱え込んでしまうことが多い傾向にあります。特に母子世帯は、就労しにくいといった問題も抱えていることから、経済的に困窮してしまうことも少なくありません。また、ひとり親家庭の子どもは、親と過ごす時間が少ないことなどを理由に、情緒面で支援が必要となることも多くなっています。そのため、ひとり親家庭に対する相談体制や子育て支援サービスに関する情報提供の強化に加え、必要であれば経済的支援を行っていきます。子どもに対しては、保育・教育の場や小学校・中学校・高等学校などと連携し、一人ひとりの状況に合った必要な支援を行っていきます。

具体的な施策の取り組み

ひとり親家庭等への支援

① 自立支援の充実

- ・ひとり親家庭への支援制度の啓発を行い、自立の支援をしていきます。

施策の内容	方向性	担当課
福祉資金の貸付(再掲)	継続	県・こども未来課
児童扶養手当の支給(再掲)	継続	こども未来課
こども医療費の助成(再掲)	継続	こども未来課
保育所等の入所への配慮	継続	こども未来課
遺児手当の支給	継続	こども未来課
母子家庭等医療費の助成(再掲)	継続	こども未来課
水道・下水道使用料の助成	継続	福祉保険課

② 情報提供・相談の充実

- ・個々の家庭の状況に合った子育て支援サービスの情報を提供し、相談事業を充実します。
- ・関係機関と連絡を取りながら支援サービスの情報提供を行っていきます。

施策の内容	方向性	担当課
ひとり親家庭等の相談の実施	継続	県・こども未来課
ひとり親家庭等の各種サービスの情報提供	継続	県・こども未来課

(2) 障がい児等の健全な育成と安心な生活への支援・・・・・・・・

障がいの有無にかかわらず、ともに社会の一員として、地域で充実した生活を送ることが理想であるという“ノーマライゼーション”の考え方のもと、本町では障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもを支援しています。早期支援につながる乳幼児健康診査の充実に加えて、障害福祉サービスの充実や周知、就学に関する支援、経済的支援なども総合的に行い、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対する一生涯を通じた継続的な支援につながるよう努めていきます。また、これらの支援は、医療・福祉・保健・教育などの分野が連携し、一体的な支援に取り組むべきであるとともに、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行っていくためにニーズを正しく把握する必要があります。

具体的な施策の取り組み

i 障がい児等の健全な育成と安心な生活への支援

① 早期発見・相談の充実

- 支援の必要な乳幼児の早期発見・早期対応を図るため、各種健康診査や学校における健康診断を推進します。
- 母子健康手帳交付時に合わせて医療機関で妊婦健康診査受診費用の一部助成ができる受診券と4か月児、10か月児用の受診券を交付しています。
- 幼児を対象とした1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は長泉町健康づくりセンター（ウェルピアながいすみ）で毎月1回行っており、対象者には個別通知しています。
- 乳幼児健康診査後の相談体制の充実に努め、発達に不安のある子どもの対応を行います。
- ケース検討会を必要に応じて実施しています。
- 幼児健診等の事後教室として、のびのび親子教室を実施しています。遊びを通して子どもの発達を促し、必要に応じて個別の相談に応じています。
- 障がいの有無にかかわらず、子どもの成長や発達、各ライフステージにおける支援内容等を記録する子育てサポートファイル「かけはし」を配布することで、支援者間の円滑な情報連携を図り、一貫した支援を受けられるような体制づくりを行います。

施策の内容	方向性	担当課
乳幼児健康診査の実施	継続	健康増進課
妊婦健康診査・産婦健康診査の実施	継続	健康増進課
校内健康診断の実施と個別指導	継続	教育推進課
ケース検討会議の開催	継続	関係各課・機関
障がい児相談支援事業の実施	継続	福祉保険課
子育てサポートファイルの配布	継続	健康増進課・福祉保険課

② 各種サービス等の充実

- 在宅で利用できるサービスの適切な審査・決定を行い、子どもとその保護者を支援します。
- 在宅で人工呼吸器や気管切開による吸引が必要な難病患者等の介護をしている家庭に対し、訪問看護を行うことで介護に従事している家族の負担の軽減を図ります。
- 幼稚園、保育所等においては、支援員を配置するなど、円滑な園生活が送れるよう環境を整えます。
- 小中学校においては補助員等を配置し円滑な学校生活が送れるよう環境を整えます。
- 心理士や言語聴覚士による個別相談を予約制で実施します。経過をみる必要がある子どももいるため、適正な相談回数を検討していきます。

施策の内容	方向性	担当課
障害者（児）補装具・日常生活用具の給付	継続	福祉保険課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	継続	福祉保険課
難病患者介護家族リフレッシュ事業の実施	継続	福祉保険課
健診事後教室の実施	継続	健康増進課
発達・言語の相談の実施	継続	健康増進課
こどもの言葉教室の実施	継続	教育推進課
特別支援教育補助員・教育指導員及び特別支援学級補助員の配置	継続	教育推進課
障がい児に対する各種サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、ライフサポート、日中一時支援、移動支援）の実施	継続	福祉保険課
障がい児保育の推進	継続	こども未来課
放課後児童会の障がい児受け入れ	継続	こども未来課

(3) 児童虐待防止対策の充実・強化・・・・・・・・

全国的に子どもの虐待が後を絶たず、近年は頻りにテレビや新聞などで報道されるようになりました。虐待はいかなる理由があろうとも許してはならない行為であり、虐待により子どもが受ける身体的・精神的な傷は、その後の子どもの人格や考え方にも悪影響を及ぼします。そのため、児童虐待防止法により、虐待を受けたと思われる子どもがいたら、速やかに通告することが義務づけられているように、大人が子どもを虐待から守るといった意識の醸成・向上が必要になります。また、日常的な交流から、保護者の過度なストレスや子どもの些細な変化に気がつき、話を聞いたり、相談機関を紹介したりすることも、虐待を未然に防いだり、早期に発見したりするためには大切なこととなります。あわせて、被害にあった子どもの保護体制の整備にも努め、子どものケアに取り組んでいきます。

具体的な施策の取り組み

i 児童虐待防止対策の充実・強化

① 予防の充実

- 産後の精神不安や発育発達に伴う子育ての悩みに対応するため、乳児全戸訪問指導事業を実施しています。
- 支援が必要な妊産婦に対し、地区担当の保健師が訪問等を実施しています。
- 支援が必要な家庭に対するサポート体制を検討していきます。
- 家庭訪問や乳幼児健康相談、教室の実施により、子育てや子どもの発育発達に関する相談を実施しています。
- 児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めます。

施策の内容	方向性	担当課
家庭訪問の実施	継続	健康増進課
乳幼児健康相談の実施（再掲）	継続	健康増進課
養育支援訪問事業	拡充	こども未来課
子ども家庭総合支援拠点の整備	新規	こども未来課

② 児童虐待防止と早期発見・対応への取り組み

- 児童虐待防止の周知を図り、町民の関心を喚起します。
- 児童虐待防止月間にセミナーを開催するほか、広報を通じて児童虐待防止法の周知をし、町民向けの出前講座で児童虐待についての講座を開いています。
- 職員の対応力の向上を図るため、手引きの作成及び事例研究などの研鑽を積み重ねていきます。
- 必要に応じて関係機関でケース会議を開催します。
- さらに、要保護児童対策地域協議会において、各関係機関と情報の共有、支援方針を立てていきます。
- 要保護児童対策地域協議会代表者会議において、町の方針を定め、関係機関と共有していきます。
- 各種健診時、子どもの発達の様子や子育ての状況から支援の必要な家庭の早期発見に努めます。
- 児童虐待防止のためには、子どもの時代からの性教育の充実なども関係してくることから、小学校・中学校において虐待防止に向けた教育の実践を検討していきます。

施策の内容	方向性	担当課
町民への啓発、セミナーの開催	拡充	こども未来課
要保護児童対策地域協議会の開催	継続	こども未来課
関係機関へリーフレット等配布	継続	こども未来課
国・県等主催研修への参加	継続	こども未来課
養育支援訪問事業（再掲）	拡充	こども未来課

ii 非行・問題行動の防止・支援

① 相談体制の充実

- 中学校に心の教室相談員等を配置し、いじめや不登校生徒などの相談を充実するとともに、児童相談所、中学校などと連携し、立ち直りのための支援を行います。
- 教員経験者を配置し、子どもの年齢に合わせた対応を継続していきます。

施策の内容	方向性	担当課
心の教室相談（中学校）	継続	教育推進課
スクールソーシャルワーカーの配置（小・中学校）	継続	教育推進課
スクールカウンセラーの巡回（小・中学校）	継続	教育推進課
ひまわり相談事業の実施（再掲）	継続	生涯学習課

② 地域で子どもを守る活動の推進

- 地域ぐるみで子どもを守る意識を醸成し、地域住民の関心を喚起して、まちぐるみで子どもの安全な育成を進める体制をつくります。
- 青少年の非行・被害防止全国強調月間に合わせて、少年の主張大会や声掛け運動の周知を行っています。
- 小学校・中学校の児童・生徒の情報等を積極的に発信し、地域の方の協力を得ています。

施策の内容	方向性	担当課
少年の主張大会の開催	継続	生涯学習課
声掛け運動の展開（再掲）	継続	生涯学習課
青少年補導の実施	継続	生涯学習課
青少年を守る家・店の登録	継続	生涯学習課
学校における生徒指導の実施	継続	教育推進課
生徒指導連絡協議会の実施	継続	教育推進課
こども110番事業	継続	地域防災課

(4) 子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現をめざし、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。本大綱においては、5年を目途に見直しを検討されていることから、令和元年11月に新たな大綱が閣議決定されています。

本町では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念のもと、新たに閣議決定された大綱の趣旨や「静岡県子どもの貧困対策計画」に定める基本方針を踏まえ、県計画の4つの重点項目「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」について子どもの貧困対策の推進を図ります。

具体的な施策の取り組み

i 教育の支援

- スクールソーシャルワーカー等を配置して、貧困家庭の子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。
- 幼稚園、保育所等の現場で生じる様々な課題に対応する専門的能力を高めるため、研修等への参加を支援し資質向上を図ります。
- 生活に困窮している世帯の子どもが幼稚園、保育所等を円滑に利用できるような必要な用品や食事の提供等に要する費用の負担軽減に取り組みます。
- 幼児教育の充実を図るとともに、課題を抱える子どもへの対応が小学校へ円滑に引き継がれるよう、幼稚園、保育所等と小学校の連携推進に取り組みます。

施策の内容	方向性	担当課
スクールソーシャルワーカーの配置(小・中学校) (再掲)	継続	教育推進課
実費徴収補足給付事業の実施	継続	こども未来課
町単独副食費の助成(再掲)	継続	こども未来課
幼児教育アドバイザーの設置	新規	こども未来課

ii 生活の支援

- ひとり親家庭等が安心して子育てを行いながら就業等を行うことができるよう、幼稚園、保育所等や放課後児童会など、多様な子育て支援サービスの量の確保に努めます。
- 乳児と母親の心身の健康保持と育児不安等の問題を早期に発見し対応を図るため、全ての乳児のいる家庭を訪問し、養育環境等の把握を行い子育てに関する情報の提供や相談等に取り組みます。
- 妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対応するための拠点整備を行います。

施策の内容	方向性	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	継続	健康増進課
乳幼児健康相談の実施（再掲）	継続	健康増進課
子育て世代包括支援センターの設置	新規	健康増進課

iii 保護者の就労支援

- 生活に困窮している世帯の親が安定した就労を確保し、育児と仕事が両立できるような支援の充実に努めます。

施策の内容	方向性	担当課
病児保育、延長保育、一時預かり事業など様々なニーズに応じた保育の実施	継続	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業の充実に向けた取り組み（再掲）	継続	こども未来課

iv 経済的支援

- 生活に困窮している世帯への経済的支援を行います。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の助成を行います。
- ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費における自己負担分の助成を行います。

施策の内容	方向性	担当課
実費徴収補足給付事業の実施（再掲）	継続	こども未来課
町単独副食費の助成（再掲）	継続	こども未来課
遺児手当の支給（再掲）	継続	こども未来課
水道・下水道使用料の助成（再掲）	継続	福祉保険課
こども医療費の助成（再掲）	継続	こども未来課
母子家庭等医療費の助成（再掲）	継続	こども未来課

(1) 子どもの人権擁護

子どもには、「児童の権利に関する条約」により、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」が国際的に認められています。これらの権利が守られることにより、子どもは様々な経験を通じて、自分らしく、安全に、健やかに成長していくことができるようになります。よって、これらの権利を妨害することは許されませんし、これらの権利が妨害されようとした時には大人は子どもを守らなければなりません。また、子どもがこれらの権利や他の人権について学び、自分がどのような権利を持っているかということを知ることがとても大切なことと言えます。児童虐待は、子どもの権利を妨害した行為であります。虐待は家庭内において起こることから発見が難しいという状況もあります。今後は、町民に対し子どもの権利について啓発を行い、みんなで子どもを守り、成長を見守る環境づくりに努めていきます。

具体的な施策の取り組み

子どもの人権を守る意識の啓発

子どもの人権を守る意識の啓発

- ・「児童の権利に関する条約」の周知を図り、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利への理解を広めます。
- ・町内の幼稚園・保育所等・小学校・中学校・高校を対象に人権教室を開催し、人権に対する理解を広めます。
- ・子どもにとってよりよい家庭環境づくりを進めるよう、人権や児童虐待防止について、イベントや広報等を通して町民に啓発します。

施策の内容	方向性	担当課
人権教室の実施	継続	行政課
児童の権利に関する条約の周知	継続	こども未来課
児童虐待防止の啓発	継続	こども未来課

(2) 子どもの健やかな育成支援・・・・・・・・

子どもは成長するにつれ家庭以外の地域との関わりが増えていきます。就学後には、小学校・中学校・高等学校の学校教育の一環として、地域活動やボランティア活動に参加する機会も増えるため、自分が地域の一員であるという意識も出てきます。特に年齢が上がるほど、任される役割は責任あるものとなることから、責任感と達成感を感じながら、地域のために役に立つことの重要性を感じ取っていきます。また、これらの活動を通して、普段関わりのない人たちを含めた多くの人たちと出会い、その人たちの物事の考え方や人間関係などを学んでいきます。今後は、子どもの声が反映された活動に子どもが主体となって取り組むことができる環境を整えるなど、子どものさらなる自主性を育てていきます。加えて、将来の福祉を支えるために注目が集まっている福祉教育に関しては、高齢者や障がいのある人たちとの交流の機会などの提供を行っていきます。

具体的な施策の取り組み

i まちづくりへの参加促進

① 地域活動への参加促進

- 祭りや地域の行事やスポーツ活動など地域活動への参加を促し、子どもの積極性を育てながら、参加から参画へと発展させていきます。
- 各地区（中学校区）における生涯学習機会の提供及びコミュニティ活動の充実を図るため、活動実績に応じた補助金を交付していきます。

施策の内容	方向性	担当課
生涯学習推進地域づくり活動事業の実施	継続	生涯学習課
少年の主張大会の開催（再掲）	継続	生涯学習課

② ボランティア活動の推進

- 学校・社会福祉協議会などと連携し、児童・生徒のボランティア活動を促進します。
- 小学生・中学生を対象に、夏休み子ども手話教室を開催し、手話や手話歌等の体験学習によるコミュニケーションを通じ、聴覚障がいのある人との交流を深め、福祉やボランティアについて学習できる機会を提供していきます。
- 福祉教育実践校として、町内小学校・中学校・高等学校6校を指定し、各校独自の取り組みが円滑に進むよう支援しています。
- 町内各福祉施設担当者と連絡会を開催し、情報交換の場づくりを行っていきます。
- 学校と連携して障がいのある方の講演会などを開催しています。

施策の内容	方向性	担当課
ボランティアサポートスタッフ（中学生）の育成	継続	生涯学習課
ボランティア体験講座の開催	継続	社会福祉協議会
福祉教育実践校の指定	継続	社会福祉協議会

ii 青少年活動の活性化

青少年活動の活性化

- 地域で子どもたちが年齢を超えて活動する機会を充実します。
- 児童への参加の呼び掛けや保護者へ働き掛け、広報を活用したPR活動等により、少年団への参加を促進しています。
- 各単位子ども会での活動のほか、長泉わくわく祭りやインリーダー研修会（全3回）、夏休み期間を利用した子ども体験講座にも参加しています。
- 指導者との中間的な役割を担う中学生・高校生リーダーの養成・育成を推進します。

施策の内容	方向性	担当課
子ども会育成連合会・単位子ども会への支援	継続	生涯学習課
子ども会リーダーの養成	継続	生涯学習課
少年少女（はびはび）サークルの充実（再掲）	継続	生涯学習課
スポーツ少年団の育成	継続	NPO法人長泉町スポーツ協会
子ども体験講座の開催	継続	生涯学習課

iii 交流活動の充実

交流活動の充実

- 地域交流や世代間交流など多様な交流の場や機会を通し、児童・生徒の交流活動を促進します。
- わんぱく通学合宿は、ボランティア活動とともに、地域との結びつきをより強くしていく方向で検討します。

施策の内容	方向性	担当課
少年少女（はぴはぴ）サークルの充実（再掲）	継続	生涯学習課
幼稚園児・保育園児等の高齢者施設訪問	継続	こども未来課
わんぱく通学合宿の実施	継続	生涯学習課
宇宙の学校の実施	継続	生涯学習課

iv 子どもの声を町政に活かす取り組みの推進

子どもの声を町政に活かす取り組みの推進

- 自分の意見を発表する場を設定し、子どもの意見を町政に反映する環境を整備します。
- 子どもがまちづくりに関心をもつよう、税金、水道についてはこどもホームページを開設しており、今後も必要に応じてこどもホームページを充実していきます。

施策の内容	方向性	担当課
子育てサイトの推進	継続	こども未来課

(3) 子どもの成長を促す生活の応援・・・・・・・・

子どもは様々な経験を通じて、心身ともに健やかな成長を遂げます。その経験の中には、家庭や学校教育を通じて教育の一環として経験したのもあれば、子どもが興味を持って自ら経験しようと思いついたものもあり、その分野もスポーツ、文化活動、自然体験など、多岐に渡ります。それらの経験を通じ、子どもは学業では学ぶことのできない力を身につけながら日々成長していきます。子どもの成長を促すという観点から、今後は子どもが参加する活動の内容を充実したり、子どもの興味のある分野を伸ばすための行事を企画したりする必要があります。また、子どもに適切に指導できる人材を育成したり、子どもが活動を行える施設や公園を整備したりすることも、間接的に子どもの成長を促すために欠かせない要素となります。

具体的な施策の取り組み

文化・スポーツ活動環境の充実

① 文化・スポーツ活動の充実

- ・子どもが参加するイベントや祭りを充実するとともに、子どもの文化・スポーツ活動を推進する地域の団体を支援します。
- ・スポーツ少年団間等の相互連携・交流を図ることを目的に、年1回体力測定会を実施しています。
- ・少年少女（はぴはぴ）サークルフェスティバルは毎年開催しており、今後は内容の充実を図ります。

施策の内容	方向性	担当課
子ども体験講座の開催（再掲）	継続	生涯学習課
少年少女（はぴはぴ）サークルフェスティバルの開催	継続	生涯学習課
長泉わくわくまつり、さくらフェスタの開催	継続	産業振興課
スポーツ少年団への支援	継続	NPO法人長泉町スポーツ協会

② 人材育成と施設・公園の整備

- 活動にかかわる地域の人材を養成していくとともに、幅広い年齢層が利用できる施設、広場や公園を整備します。
- 多様化するスポーツニーズに対応した生涯スポーツの定着と健康づくり活動の充実を図るため、様々な技術レベルに対応するべく指導者の育成・資質の向上に努めます。

施策の内容	方向性	担当課
スポーツリーダーの養成	継続	健康増進課
地区公園の維持管理	継続	工事管理課
身近な広場の整備	継続	建設計画課・工事管理課
公園の整備	継続	建設計画課・工事管理課

(1) 子どもの声や姿が輝くまちづくり

小学校・中学校において、子どもは社会でのルールや基礎的な学力・体力を身につけるとともに、友人や職員などとの人間関係を築きながら、他者を認める大切さや思いやりを学びます。また、問題を解決するための判断力や思考力、豊かな感性なども、学校生活を通じて徐々に養われていきます。このように、学校教育は子どもにとって様々な能力を身につける場であることから、一人ひとりに合った指導ができる職員の資質の向上や職員の適正な配置、自然体験・福祉教育・文化芸術活動・スポーツなどの充実が求められています。また、学校生活におけるいじめが問題となっていることから、日常的に気軽に相談できる場を設け、早期のいじめや不登校について把握できる体制を整えるとともに、関係機関と連携し、児童・生徒の立ち直りに向けた支援を行っていきます。

具体的な施策の取り組み

i 子どもの個性を活かす教育の推進

① 地域に開かれた学校の推進

- ・学校運営の透明性を高め、地域に開かれた学校教育を推進し、地域の人材など社会資源を活用します。
- ・これまで以上に地域の声を学校運営に反映させていくために、学校評議員制を発展的に解消し、すべての小中学校に学校運営協議会を設置していきます。
- ・運動会・文化祭などの行事に地区の役員等の出席を促進しています。
- ・地域の人材を活用した放課後子ども総合プランを実施します。

施策の内容	方向性	担当課
学校運営協議会の設置	拡充	教育推進課
運動会・文化祭など学校行事の公開	継続	教育推進課
確かな学力を基盤とした生きる力を育成する教育課程の編成	継続	教育推進課
新・放課後子ども総合プランの推進（再掲）	継続	生涯学習課・こども未来課

② 心を育てる教育の推進

- ・読書活動を通して豊かな心を育て、自ら進んで社会の一員として自覚できる児童・生徒の育成を図ります。
- ・学習指導要領の改訂に伴う道徳教育を見据えた対応を行っていきます。

施策の内容	方向性	担当課
道徳教育の推進	継続	教育推進課
読み聞かせの推進	継続	生涯学習課
読み聞かせボランティアの養成	継続	生涯学習課
おはなし会の開催	継続	生涯学習課
児童図書の収集・提供	継続	生涯学習課
学校での読書活動の推進	継続	教育推進課
子どもの読書や本についての講座・講習会の開催	継続	生涯学習課
図書館体験事業の実施	継続	生涯学習課
子ども読書感想文コンクールの開催	継続	生涯学習課

③ 基礎学力の向上と個性を培う教育の推進

- ・支援員や指導員を配置することによって、学校生活の支援をはじめ一人ひとりの習熟の程度に応じたきめ細かな指導を行い、基礎学力の向上を図ります。
- ・「生きる力」の育成に向けた総合的な学習の時間を充実し、児童・生徒の一人ひとりが成熟感、充実感を味わいながら、個性と創造力を伸ばすことができる教育を推進します。
- ・地区の事業所等の協力により、キャリア教育や職業体験の総合的な学習の時間を充実します。

施策の内容	方向性	担当課
小学校1・2年生支援員の配置	継続	教育推進課
少人数学習指導の実施（5校で実施）	継続	教育推進課
総合的な学習の時間の充実	継続	教育推進課
特別支援教育補助員・教育指導員及び特別支援学級補助員の配置（再掲）	継続	教育推進課

④ 地域に密着した幼児教育等の推進

- ・幼稚園の園庭開放、高齢者との世代間交流、住民参加のイベントにより、地域に密着した特色ある幼児教育を推進します。
- ・教育活動・教育環境の充実を図りながら、小学校・中学校入学時にスムーズに学校生活を送れるように情報の共有化を図り、幼稚園・保育所等・小学校・中学校の連携をめざします。

施策の内容	方向性	担当課
各園によるイベントの開催	継続	こども未来課
幼稚園児・保育園児等の高齢者施設訪問（再掲）	継続	こども未来課
幼稚園等の園庭開放（再掲）	継続	こども未来課
教育アドバイザーの配置	新規	教育推進課・こども未来課

ii 多様な体験機会づくり

① 福祉体験学習の推進

- ・福祉について関心をもち、理解を深めるとともに、福祉にかかわる体験活動を通し、心のバリアフリーなど福祉の心を育成します。
- ・町内各福祉施設や保育所、中学校と連携・調整し、2～3日間の体験学習を実施しています。
- ・担当者の連絡会を開催し、福祉施設関係者を含め、情報交換の場を設けています。

施策の内容	方向性	担当課
中学生体験学習の推進	継続	社会福祉協議会

② こども交流センター（パルながいずみ）の活用

- ・自由遊び、体力・知力向上の指導、世代間交流などの活動を充実します。
- ・未就園児親子の定例事業を継続実施します。

施策の内容	方向性	担当課
こども交流センターの活用	継続	こども未来課

③ 文化芸術活動の体験の充実

- 次代を担う子どもたちに文化芸術への関心を高めるよう、芸術鑑賞、芸術体験を充実します。
- 桃沢工芸村で各種体験講座を開催します。今後は、よりニーズに沿った企画を検討します。

施策の内容	方向性	担当課
文化芸術鑑賞・体験事業の推進	継続	生涯学習課
少年少女（はぴはぴ）サークルの充実（再掲）	継続	生涯学習課
桃沢工芸村での各種体験講座の開催	継続	健康増進課

④ スポーツ・運動環境づくりの推進

- 個々の体力や適性に応じて、身近なスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、多様なメニューを提供し、幅広い体験、仲間づくりと健康づくりを進めます。
- 運動習慣の定着化を図るべく、初心者向けスポーツ教室等のスポーツが苦手な人でも気軽に参加できる運動習慣の定着を狙いとした教室、総合型地域スポーツクラブ（ながいずみ健康わくわくクラブ）の拡充に努めます。
- 地域のスポーツや運動活動に対する支援策としてスポーツ推進委員を派遣するスポーツ宅配便事業を実施します。

施策の内容	方向性	担当課
スポーツ推進委員の派遣	継続	健康増進課
総合型地域スポーツクラブの育成	継続	健康増進課
ながいずみ健康わくわくクラブ	継続	NPO法人長泉町スポーツ協会

(2) 子どもを生き育てやすい環境のまちづくり

子どもにとって、生活に安全・安心は必要不可欠なものです。もちろん、すべての人にとっても大切なものですが、自身の身を守る術を学んでいる途中の子どもにとっては、安全・安心が守られていることは生活を営む上で重要な要素となってきます。子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないように、交通ルールを教えたり、防犯ブザーを持たせたりして、子ども自身に身を守る術をしっかりと教えることが事故や犯罪を防ぐために大切になります。また、有害図書などは、販売店に協力を要請し、陳列方法や販売方法を検討してもらう必要があります。さらに、子育て世代からは、施設のバリアフリー化や歩きやすい道路などの安全な生活環境の充実が求められています。一方で、子どもを対象にした環境教育を推進することで、子ども自身にもまちの環境保全に参加してもらえよう努めていきます。

具体的な施策の取り組み

i バリアフリーのまちづくり

バリアフリーのまちづくり

- 子どもやベビーカーに配慮した段差のない歩きやすい歩道、防護柵などの交通安全設備など、安全でゆとりある道路環境の整備を進めます。
- 現況道路幅員を広げることができない等の制限がある中で、最大限の歩道幅員の確保に努めていきます。
- 子育て家庭に配慮した公共施設整備に向けて検討を進めます。
- 公共施設や店舗などに設置された優先駐車場の利用対象者の範囲を明確にするため、歩行が困難な障がい者や妊産婦等に利用証を交付していきます。
- 子育て世帯が安心して外出できる環境を整備します。

施策の内容	方向性	担当課
ゆずりあい駐車場事業の推進	継続	福祉保険課
バリアフリー新法に関連する条例・規則に基づく道路、公園の整備	継続	建設計画課・工事管理課
ベビーステーション設置事業の推進	継続	こども未来課

ii 交通安全対策の推進

① 交通安全意識の高揚

- ・幼少時からの交通安全教育を推進し、自ら身を守る意識を育てます。
- ・幼稚園・保育所等・小学校・中学校で交通安全教室を実施し、歩行指導、講話、自転車の乗り方教室を行っています。
- ・シートベルト・チャイルドシートの正しい着用を啓発していきます。

施策の内容	方向性	担当課
チャイルドシート購入等補助	継続	こども未来課
交通安全教育の推進	継続	地域防災課
シートベルト・チャイルドシート着用の推進	継続	地域防災課

② 通学路の整備

- ・スクールゾーンを含めたわかりやすい通学路の表示、グリーンベルト・カーブミラーの設置など整備を進めます。

施策の内容	方向性	担当課
交通安全施設の整備	継続	地域防災課・工事管理課

iii 安全で住みよいまちづくり

安全で住みよいまちづくり

- ・防犯灯の設置、適正な管理を進め、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ・地域の子どもは地域で守る意識を醸成し、犯罪から子どもを守る活動を地域と協働して進めます。
- ・裾野警察署管内防犯協会と連携した幼稚園・保育所等・小学校を対象にした防犯講座、地区安全会議を中心とした子どもの見守り活動などを行っています。

施策の内容	方向性	担当課
防犯ブザーの配布・利用の指導	継続	教育推進課
スクールガードリーダーの配置、スクールガードボランティアの活用	継続	教育推進課
緊急連絡メールの活用	継続	教育推進課・こども未来課
防犯灯の設置	継続	地域防災課
こども110番事業（再掲）	継続	地域防災課
子どもの犯罪等の情報提供	継続	地域防災課
防犯講習会の開催	継続	地域防災課
地域安全推進員の設置	継続	裾野警察署管内防犯協会
地区安全会議活動の推進	継続	地域防災課

iv 有害環境浄化の推進

有害環境浄化の推進

- 有害図書自動販売機追放運動を推進するとともに、有害図書回収の理解を広め、まちぐるみで子どもを取り巻く社会環境の浄化を推進します。
- 立入調査については店との情報交換等を行っていきます。

施策の内容	方向性	担当課
有害図書自動販売機追放運動の推進	継続	生涯学習課
有害図書・がん具類等の販売先への立入調査	継続	生涯学習課

v 子どもに快適な環境づくり

子どもに快適な環境づくり

- 子どもが環境に関心をもつよう環境教育を進めながら、景観保存や地球温暖化について住民の理解を高め、まちぐるみで本町の美しい景観と環境を守ります。
- 地球温暖化防止への理解の普及として、エコチャレンジキッズ事業を実施しています。
- 中学生を対象に水生生物観察会を実施し、町内河川の上流部と下流部の水質、生物の違いを知ることにより、環境美化への意識づけを行っています。

施策の内容	方向性	担当課
環境教育の推進	継続	教育推進課
地球温暖化防止への理解の普及	継続	くらし環境課
水生生物観察会の実施	継続	くらし環境課

5-1

健康づくりと予防の推進

(1) 子どもの健康づくりの実践・・・・・・・・

子どもの時期は、一生のうちで最も身体的に成長する時期です。子どもの健やかな成長を促すためには、十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動などの規則正しい生活習慣が欠かせません。乳幼児期から家庭において規則正しい生活習慣を心掛けることが重要であることを啓発していく必要があります。あわせて、健康を維持・増進するためには定期的な健康診査やかかりつけ医の受診が大切になります。また、思春期においては、飲酒、喫煙、薬物、性行動などへの興味がわく時期でもあることから、非行や望まない妊娠など、子どもの健康を脅かす問題も起こりやすくなります。これらの問題に巻き込まれないようにするためには、家庭や学校教育を通じ、子どもが正しい知識を身につける必要があるとともに、学校や保健所、医療機関が連携して思春期特有の悩みを相談できる体制を整備していかなければなりません。さらに、食生活の管理を習慣づけることができるように、食への教育に取り組み、アレルギーのある子どもへの対策や、教育関係者や保護者などへのアレルギー知識の留意点の情報提供などに取り組みます。

具体的な施策の取り組み

i 健康診断の充実

健康診断の充実

- ・ 幼児・児童・生徒の疾病の早期発見をめざし、就学時健康診断や学年ごとの定期健康診断を充実し、早期治療や予防教育などの適切な指導を行います。

施策の内容	方向性	担当課
各種健康診断の実施	継続	こども未来課・教育推進課

ii 生活習慣病予防対策の充実

① 生活習慣病予防対策の充実

- ・ 家庭、学校と連携し、よい生活習慣とは何かを自分の問題として考え、行動する意識を育成していきます。
- ・ 保護者と本人の利用しやすさを考慮し、夏休み期間中に予約制で保健師と管理栄養士による相談を実施します。

施策の内容	方向性	担当課
小児の生活習慣病予防検診の実施	継続	教育推進課
小児の生活習慣病予防検診事後相談の実施	継続	健康増進課

② 福祉健康まつりの開催

- ・若い世代の参加を促し、福祉健康まつりの機会を捉えて、健康について家族全体の意識を高めます。

施策の内容	方向性	担当課
福祉健康まつりの開催	継続	社会福祉協議会 健康増進課・福祉保険課

iii 食育の推進

① 食物アレルギーへの知識向上・啓発

- ・アレルギー疾患に関する普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防に努めます。

施策の内容	方向性	担当課
食物アレルギーをもつ子どもへのアレルギー除去食の提供	継続	給食センター こども未来課
食物アレルギーに対する情報提供	継続	給食センター こども未来課
学校生活管理指導表による安全管理	継続	給食センター 教育推進課・こども未来課
自己注射が可能なアドレナリン製剤交付児童・生徒の消防長（救命救急）への情報提供	継続	教育推進課 こども未来課

② 妊娠時からの指導の充実

- ・妊娠中から食事の大切さを理解し、基本的な食生活が定着するよう、子どもが生まれる前から食生活への関心を高めながら、調理実習により栄養のバランスを指導します。
- ・予約制で、管理栄養士が随時健康相談を実施します。

施策の内容	方向性	担当課
栄養相談の実施	継続	健康増進課
こんにちは赤ちゃん教室の実施（再掲）	継続	健康増進課

③ 乳幼児の食育の充実

- 発達段階に応じた食に関する学習機会を充実し、乳幼児期からの味覚の形成、正しい食生活習慣の定着を図ります。
- 乳幼児健康相談（月2回）、子育て離乳食教室（年6回）、7か月児育児教室、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査（各月1回）、幼児食教室（年6回予約制）において、乳幼児の食育について指導します。

施策の内容	方向性	担当課
乳幼児健康相談の実施（再掲）	継続	健康増進課
子育て離乳食教室の実施	継続	健康増進課
7か月児育児教室の実施	継続	健康増進課
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施	継続	健康増進課
幼児食教室の実施	継続	健康増進課

④ 食育の推進

- 食の学習機会を充実するとともに、食事づくりの体験から、つくる楽しさ、食べる楽しさを教えます。
- 食育推進会議を年2回実施し、町の食育推進についての意見を事業推進の参考にします。
- 幼稚園・保育所等に出向き、食育に関する事業を実施します。
- 2年に1回、食育ボランティアを養成し、定例会を定期的を実施します。
- 町事業として、学校給食に地場産品を積極的に取り入れた「長泉の日」を設け、地場産品に係る給食賄材料の購入などの取り組みを行います。

施策の内容	方向性	担当課
食育推進会議の推進	継続	健康増進課
幼稚園・保育所等における食育の推進	継続	こども未来課・健康増進課
食育推進ボランティアの育成	継続	健康増進課
食育推進事業の実施	継続	健康増進課
保護者への啓発（小学生）	継続	教育推進課
小学校・中学校における地場産品に関する理解の普及	継続	給食センター

iv 思春期保健対策の充実

① 学童・思春期保健体制の充実

- 学校保健委員会を中心に保健所、町との連携を強化し、心と体の調和がとれた総合的な健康づくりを推進します。
- 講師を招くなどして、心と体の健康について子どもや保護者を対象に指導、啓発を実施しています。
- エイズや性感染症、飲酒、喫煙、薬物に関する現状把握に努め、正しい知識の普及を図ります。

施策の内容	方向性	担当課
薬学講座の実施（小・中学校）	継続	教育推進課
エイズ対策パンフレットの配布・学級指導（中学校）	継続	教育推進課

② 思春期（性）相談

- 教育機関で行う性教育のほか、思春期を対象とした性・結婚・妊娠・出産・育児を含めた総合的な思春期学習と相談の充実に努めます。
- 心の教室相談、スクールカウンセラー、養護教諭を窓口相談業務を実施しています。

施策の内容	方向性	担当課
保健室における相談の実施	継続	教育推進課
思春期教育の充実（中学生）	継続	教育推進課

(1) 健やかな妊娠・出産・育児への支援・・・・・・・・

本町では、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を提供することを目標にしています。妊娠期は、心身の大きな変化により、出産や子育てに不安を感じることも少なくなく、寄り添った支援が必要な時期となります。また、出産に関しては、身体的・精神的にストレスや不安を取り除き、できる限り安全・安心に出産できるよう、医療・福祉・保健の分野と連携し、医学的な管理や相談などの必要な支援を行っていきます。出産後においては、乳幼児の定期的な健康診査・歯科検診や各種教室の開催、相談・指導体制の充実に加え、経過観察や特別な対応を要する子どもやその親に対しては、各関連機関とのパイプ役となり、スムーズに必要な治療を受けられる体制を整えていきます。また、経済的な負担が大きい不妊治療に取り組む夫婦も増加傾向にあることから、経済的支援として助成金の交付を行っていきます。

具体的な施策の取り組み

i 健やかな妊娠・出産・育児への支援

① 妊産婦保健指導の充実

- ・妊婦健康診査の受診の勧奨、母子保健事業の紹介や重要性を啓発し、妊娠・出産・産後の正しい知識を普及します。
- ・母子健康手帳交付時に、健康相談を実施しています。
- ・妊婦同士の仲間づくり、夫婦が協力して2人で生み育てる意識の普及に努めます。
- ・父子手帳は、母子健康手帳交付時に合わせて配布し、夫婦ともに協力して子育てに取り組めるよう啓発しています。
- ・気軽に相談できる場の提供、家庭の状況に応じた指導に努め、妊娠・出産・産後の生活の不安の解消を図るとともに、高齢初産婦、若年妊婦や外国人妊婦の個々の状況にも対応していきます。
- ・地区担当の保健師が必要時に訪問指導を実施します。
- ・不妊治療費助成金交付事業を実施し、治療を行っている夫婦の経済的な負担の軽減を図ります。

施策の内容	方向性	担当課
母子健康手帳交付時健康相談の実施	継続	健康増進課
こんにちは赤ちゃん教室の実施（再掲）	継続	健康増進課
訪問指導の実施	継続	健康増進課
電話相談の実施	継続	健康増進課
父子手帳の配布	継続	健康増進課
不妊治療費助成金交付制度の実施	継続	健康増進課

② 妊婦健康診査の充実

- 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券及び妊婦歯科検診受診券、産婦健康診査受診券を発行し、妊娠中から産後までの必要な健康診査の受診と歯科保健の重要性を啓発します。
- 里帰り先での妊婦健康診査受診の費用については、申請により償還払いで助成します。
- 妊婦健康診査の結果、支援・指導が必要な場合は医療機関と連携し、適切な支援・保健指導に努めます。

施策の内容	方向性	担当課
妊婦健康診査・産婦健康診査の実施（再掲）	継続	健康増進課
妊婦歯科健康診査の実施	継続	健康増進課
里帰り等妊婦健康診査補助金制度の実施	継続	健康増進課
医療機関等関係機関との連携	継続	健康増進課

ii 乳幼児保健の充実

① 乳幼児健康診査の充実

- 健康診査を実施し、適切な指導を行うとともに、未受診児の状況の把握と対応に努めます。
- 4か月児及び10か月児健康診査は受診券を交付し、医療機関で受診する仕組みとなっています。
- 1歳6か月児及び3歳児健康診査は、月に1回長泉町健康づくりセンター（ウェルピアながいずみ）で集団健診を実施します。
- 7か月児育児教室、2歳児歯っぴい教室、2歳児元気っこ教室は月1回、離乳食教室は年6回実施します。
- 経過観察が必要な場合は、児童相談所、保健所、医療機関などと連携し、事後指導とフォロー体制を整備・強化します。

施策の内容	方向性	担当課
4か月児健康診査・10か月児健康診査の実施	継続	健康増進課
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施（再掲）	継続	健康増進課
7か月児育児教室の実施（再掲）	継続	健康増進課
子育て離乳食教室の実施（再掲）	継続	健康増進課
2歳児歯科教室	継続	健康増進課
訪問指導の実施（再掲）	継続	健康増進課
発達・言語の相談の実施（再掲）	継続	健康増進課
健診事後教室の実施（再掲）	継続	健康増進課
心理相談員の確保	継続	健康増進課

② 健康教育・健康相談の充実

- ・乳幼児の発達段階に合わせた生活習慣が身につくよう健康相談、健康教育を充実します。
- ・支援が必要な家庭には地区を担当する保健師が訪問指導を行います。
- ・乳幼児健康相談を月2回実施します。

施策の内容	方向性	担当課
訪問指導の実施（再掲）	継続	健康増進課
乳幼児健康相談の実施（再掲）	継続	健康増進課
幼児食教室の実施（再掲）	継続	健康増進課
電話相談の実施（再掲）	継続	健康増進課

③ 歯科保健の充実

- ・妊娠期から歯の手入れの意識を向上させるとともに、親と子の歯磨き習慣の定着を図ります。
- ・母子健康手帳交付時に歯科保健の重要性について啓発します。
- ・乳幼児相談や各種教室では歯科衛生士による歯科指導を実施します。
- ・1歳6か月から3歳にかけて、6か月に1回フッ素塗布が行えるよう健康診査等と並行して歯科指導を実施します。
- ・かかりつけ歯科医をもつよう奨励します。
- ・町内幼稚園・保育所等では、歯科指導の教室とフッ素洗口事業を実施します。
- ・必要に応じて、地域での歯科教室を開催します。

施策の内容	方向性	担当課
妊婦歯科健康診査の実施（再掲）	継続	健康増進課
こんにちは赤ちゃん教室の実施（再掲）	継続	健康増進課
乳幼児健康相談の実施（再掲）	継続	健康増進課
7か月児育児教室の実施（再掲）	継続	健康増進課
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施（再掲）	継続	健康増進課
歯の健康教育の実施	継続	健康増進課
2歳児歯科教室（再掲）	継続	健康増進課
かかりつけ歯科医の奨励	継続	健康増進課
フッ素塗布・洗口の実施	継続	健康増進課

④ 感染症予防活動の充実

- 予防接種の効果と感染時の危険性について周知徹底、接種効率の向上に努めます。
- 定期の予防接種は該当の月齢、年齢の対象者に個別に接種券を郵送し、接種勧奨します。
- 健康だよりに予防接種事業の情報を掲載し、接種を勧奨しています。

施策の内容	方向性	担当課
感染症予防の啓発	継続	健康増進課
予防接種率の向上	継続	健康増進課

iii 子どもの事故予防のための啓発

① 子どもの事故予防のための啓発

- 誤飲・転落・転倒・やけどなど子どもの事故防止に向けて、啓発を進めます。

施策の内容	方向性	担当課
7か月児育児教室・1歳6か月児健康診査の場での周知	継続	健康増進課

(2) 母子医療体制の確保

免疫力の低い乳幼児期は、急な発熱などにより、親を不安にさせることも少なくありません。子ども特有の疾病である可能性もあることから、専門家である小児科医に診てもらうことが奨励されるうえ、できれば定期的に子どもの状態を把握しているかかりつけの小児科医に診てもらうことが望まれます。一方で、休日・夜間において、必ずしもかかりつけの小児科医が対応できるわけではないため、休日・夜間における救急医療体制の確立が求められています。また、休日・夜間でも、必要な医療が受けられるということをしっかりと周知し、早期の治療が必要な疾病に対して有効な医療が提供されるよう努めていきます。加えて、本町では裾野市、沼津市、清水町と連携し、広域医療ネットワークの整備・充実を図っており、地域住民がより安心して医療を受けられる体制の構築に努めています。

具体的な施策の取り組み

地域救急医療体制の充実

① 休日診療や24時間診療体制等地域救急医療体制の充実

- かかりつけ小児科医を奨励していくとともに、沼津夜間救急医療、沼津地区在宅救急医療、三島メディカルセンター救急診療体制により、休日・夜間の小児医療を充実します。
- 誰もが救急時に迅速な対応がとれるよう、特に転入者への周知に配慮します。
- 長泉医師クラブの医師による指導・助言のもと「お子さんの救急受診ハンドブック」を作成し、乳児訪問時などに持参し、説明・啓発します。
- 毎月15日号の町広報紙に、土日祝日の救急協力医を掲載しているほか、町ホームページでも救急協力医の案内先を掲載することで、救急医療体制の周知を図っています。

施策の内容	方向性	担当課
かかりつけ小児科医の奨励	継続	健康増進課
休日・夜間の救急医療体制の確立	継続	健康増進課
救急医療体制の周知	継続	健康増進課・行政課

② 広域医療ネットワークの整備・充実

- 関係機関の協力、近隣市町、関係市町との連携による広域救急医療ネットワークの充実を図ります。
- 長泉町、裾野市、沼津市、清水町の2市2町の沼津医師会により、広域救急医療体制の確立を推進します。

施策の内容	方向性	担当課
沼津医師会による広域医療体制の確立推進	継続	健康増進課



第5章 教育・保育事業等の見込み量 及び確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

第1期事業計画では、この教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域



について、町全域を1つの区域と決めました。

第2期事業計画においても、この考えを踏襲し、町全域を1つの区域と設定します。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」を算出する項目・・・・・・・・

下記の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

		対象事業 (認定区分)		対象家庭
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭
		幼稚園 (新制度未移行)		
2	保育認定	幼稚園十預かり保育等 (新制度未移行)		就労等で保育が必要な家庭 ひとり親家庭 共働き家庭 等
		幼稚園十預かり保育等		
		保育所 認定こども園 企業主導型保育施設	2号認定	
		保育所 認定こども園 企業主導型保育施設 地域型保育	3号認定	
		認可外保育施設等		新3号認定

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭
1	時間外保育事業	ひとり親家庭、共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業	ひとり親家庭、共働き家庭
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭
	一時預かり事業（その他）	ひとり親家庭、共働き家庭
6	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭、共働き家庭、短時間就労家庭
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭
8	利用者支援事業	すべての家庭
9	妊婦健康診査事業	すべての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭

(2) 推計の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



【 家庭類型について 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号、新1・新2・新3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月 120 時間以上	月 120 時間未 満月 64 時間以上	月 64 時間未 満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月 120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD
	月 120 時間未 満月 64 時間以上		《保育の必要性あり》				
	月 64 時間未 満		タイプC'	《保育の必要性なし》			
未就労			タイプD			タイプF	

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間~120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間~120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間~120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間~120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末までの住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少していくことが見込まれます。

(単位：人)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	467	467	466	463	472
1歳	483	481	481	480	477
2歳	522	476	474	474	473
3歳	451	515	470	468	468
4歳	490	451	516	471	469
5歳	450	484	445	510	465
6歳	450	444	478	439	504
7歳	447	452	445	480	440
8歳	471	445	449	443	477
9歳	477	468	442	446	440
10歳	469	479	470	444	448
11歳	489	470	480	471	445

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

町における教育・保育事業については、今後、国における幼児教育・保育の施策動向や町の施策に係る影響などを見据え、公立施設の運営形態の検討、また、民間施設との情報共有や連携を図りながら進めていきます。

今回、令和2年度から令和6年度における町の教育・保育事業については、各認定区分に応じた量を以下のとおり見込み、確保策を定めました。

(1) 教育事業【1号認定・新1号認定】

対象

1号認定の3～5歳児及び新1号認定の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園・認定こども園）

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和元年度 (10月実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	591	577	575	573	570	570
1号認定		332	330	328	325	325
新1号認定		245	245	245	245	245
② 確保の内容		935	860	860	860	860
特定教育・保育		605	530	530	530	530
施設給付でない 幼稚園 (新制度未移行幼稚園)		330	330	330	330	330
差 (②-①)		358	285	287	290	290

※ 1号認定：子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前子ども

※ 新1号認定：子ども・子育て支援法第30条の4第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前子ども

量の見込みに対する確保内容は余裕がある状況です。計画期間中に町立幼稚園1園を幼保連携型認定こども園へ移行し、2号認定の量の確保に努めます。

(2) 保育事業【2号認定・新2号認定】

対象

2号認定及び新2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所・認定こども園、幼稚園
＋預かり等）

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和元年度 (10月実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	518	570	600	605	605	605
② 確保の内容		571	646	646	646	646
特定教育・保育		521	596	596	596	596
幼稚園＋預かり		20	10	10	10	10
企業主導型保育施設		15	15	15	15	15
認可外保育施設		15	25	25	25	25
差 (②－①)		1	46	41	41	41

※ 2号認定：子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する満3歳以上の小学校就学前子ども

※ 新2号認定：子ども・子育て支援法第30条の4第2号に規定する満3歳以上の小学校就学前子ども

量の見込みに対する必要人数の確保のため、町立幼稚園1園を幼保連携型認定こども園へ移行するほか、企業主導型保育施設の整備を推進し、量の確保に努めます。

(3) 保育事業【3号認定・新3号認定<0～2歳>】

対象

3号認定及び新3号認定（保育の必要性あり）の0～2歳児

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所・認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和元年度 (10月実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	442	479	483	487	490	490
0歳児		104	106	108	110	110
1・2歳児		375	377	379	380	380
② 確保の内容		523	523	523	523	523
0歳児		129	129	129	129	129
1・2歳児		394	394	394	394	394
内 訳	特定教育・保育	350	350	350	350	350
	地域型保育	145	145	145	145	145
	企業主導型保育施設	15	15	17	18	18
	認可外保育施設	13	13	11	10	10
差 (②-①)		44	40	36	33	33

※ 3号認定：子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する満3歳未満の小学校就学前子ども

※ 新3号認定：子ども・子育て支援法第30条の4第3号に規定する満3歳未満の小学校就学前子ども

今後とも需要の見込まれる0歳から2歳児については、地域型保育事業や企業主導型保育施設などの整備を推進し必要量の確保に努めます。

0～2歳の保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳人口（人）	1,472	1,424	1,421	1,417	1,422
保育利用者（人）	494	503	503	503	503
保育利用率（％）	33.56	35.32	35.40	35.50	35.37

5 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

(単位：人)

	令和元年度 (10月実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	263	270	290	290	290	290
② 確保の内容		270	290	290	290	290
		8施設	9施設	9施設	9施設	9施設
差(②-①)		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

町内全域	令和元年度 (10月実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	562	570	570	580	580	590
1年	193	201	201	209	209	217
2年	169	169	169	177	177	182
3年	133	130	130	134	134	141
4年	58	58	58	50	50	40
5年	9	12	12	10	10	10
6年	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		625	625	625	625	625
差(②-①)		55	55	45	45	35

校区別の確保内訳

(単位：人)

長泉小学校区	令和元年度 (10月実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	212	205	205	205	205	205
1年	79	84	84	86	86	86
2年	59	60	60	64	64	64
3年	41	31	31	30	30	30
4年	26	25	25	20	20	20
5年	7	5	5	5	5	5
6年	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		205	205	205	205	205
差(②-①)		0	0	0	0	0

南小学校区	令和元年度 (10月実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	159	160	160	175	175	171
1年	50	52	52	58	58	61
2年	45	46	46	50	50	50
3年	37	37	37	42	42	45
4年	25	23	23	23	23	13
5年	2	2	2	2	2	2
6年	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		200	200	200	200	200
差(②-①)		40	40	25	25	29

北小学校区	令和元年度 (10月実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	191	205	205	200	200	214
1年	64	65	65	65	65	70
2年	65	63	63	63	63	68
3年	55	62	62	62	62	66
4年	7	10	10	7	7	7
5年	0	5	5	3	3	3
6年	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		220	220	220	220	220
差(②-①)		15	15	20	20	6

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	7	10	10	10	10	10
② 確保の内容		0	10	10	10	10
		0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
差 (②-①)		▲10	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・

事業内容

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行ったりする事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回/月)

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		1,426	1,373	1,409	1,408	1,407
② 確保の内容	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

(5) 一時預かり事業

事業内容

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3～5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育所等で実施しています。

① 幼稚園における一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

町内全域	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	—	47,004	49,231	46,866	48,237	46,456
1号認定の利用	—	9,137	9,570	9,110	9,377	9,031
2号認定の利用	—	37,867	39,661	37,756	38,860	37,425
② 確保の内容		48,000	49,500	49,500	49,500	49,500
		8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
差(②-①)		996	269	2,634	1,263	3,044

② その他(在園児対象型を除く)一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

町内全域	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,010	960	960	960	960	960
② 確保の内容		1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
一時預かり ファミリー・サポ ート・センター		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
差(②-①)		50	50	50	50	50

(6) 病児・病後児保育事業

事業内容

病気、回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	600	600	600	600	600	600
② 確保の内容	/	600	600	600	600	600
		1 箇所				
差 (②-①)	/	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (小学生)

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	950	957	938	956	931	1,015
② 確保の内容	/	957	938	956	931	1,015
差 (②-①)	/	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（子ども・子育て新制度において新設された事業）

量の見込みと確保の内容

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
② 確保の内容		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

こども交流センター（パルながいずみ）において実施している特定型利用者支援事業に加え、母子保健型（子育て世代包括支援センター）の設置を進めていきます。

(9) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦と胎児の健康・発育状態を医師等が確認し、異常の早期発見や早期対応を図り、妊娠各期に応じた保健指導を受ける機会を確保することで、安心して妊娠期間を過ごし、出産を迎えられるよう妊婦健康診査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	510	467	467	466	463	472
② 確保の内容	実施場所	医療機関・助産院				
	実施体制	医療機関等への委託事業				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～39週：1週間に1回				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	510	467	467	466	463	472
② 確保の内容	実施体制	保健師と在宅保健師、助産師で訪問				
	実施機関	健康増進課				

(11) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育を実施するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	30	30	30	30	30	30
② 確保の内容	実施体制	事業者への委託				
	実施機関	こども未来課				

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

事業内容

- ① 低所得者の円滑な教育・保育等の利用を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所等で支払う日用品、文房具等の購入及び行事への参加に要する費用の一部を助成する。
- ② 幼稚園（新制度未移行園）における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）を助成する。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和元年度 (年間見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (日用品、行事参加等)	5	5	5	5	5	5
② 量の見込み (副食費)	35	35	35	35	35	35
③ 確保の内容	実施体制	要綱に基づく助成事業				
	実施機関	こども未来課				

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進

国の基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育を一体的に提供していく体制を検討する必要があります。

町内には現在、幼稚園が5か所、保育所が5か所、認定こども園が3か所、小規模保育事業所が6か所あり、ニーズに対する供給量の確保に努めてきました。今後においては、幼児教育・保育の無償化や法令の整備による各種サービスの充実に伴い就労意向を持つ母親の増加が見込まれることから、ニーズ自体が高まっていく可能性があります。

令和元年10月からは保護者の負担軽減を図るため、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までの子どもたちの利用料及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

このような状況の中で、国の動向や社会情勢の変化を注視しつつ、本町においても必要に応じて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進について検討していくこととします。

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園の整備については、待機児童対策の効果も期待できることから、今後の児童数の推移や待機児童の状況、国の政策や町の状況を見据え検討していきます。

②幼稚園教諭と保育士の合同研修

すべての公私立の幼稚園・認定こども園・保育所へ研修会等について情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼稚園、保育所等の交流を推進します。

③教育・保育施設と地域型保育事業者の連携

幼稚園、認定こども園、保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であります。一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされる教育・保育の量の確保を図ることができます。本町では、特に小規模保育事業所と連携することで保育需要の高い3歳児未満の保育量の確保を行っていきます。同時に町立幼稚園の認定こども園化を図ることで、3歳児以上の受け入れ連携を図っていきます。

④認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携については、就学を控えた児童と小学生との交流、給食体験を行うほか、幼児教育アドバイザーの配置、保育士等や小学校教諭間の情報共有と連携を図ることにより、児童が円滑な学校生活を過ごせるよう引き続き取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



第 6 章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野でのかかわりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所等、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページ、子育てアプリを活用して公開し、町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がいのある子どもへの対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、本計画に定めた各種事業は、PDCAサイクルのプロセスにより、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を「長泉町子ども・子育て会議」において管理していきます。

PDCAサイクルのプロセスのイメージ





參考資料

1 長泉町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 23 日条例第 26 号

改正

平成 30 年 3 月 12 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、長泉町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を行うものとする。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業所を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

一部改正〔平成30年条例4号〕

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる子ども・子育て会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

附 則 (平成30年3月12日条例第4号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 長泉町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	選出区分	団体名等	備考
三浦 靖幸	学識経験者		会長
天野 飛香	子どもの保護者	町立幼稚園PTA連絡協議会会長（桃幼）	
加藤 優美		町立保育園父母の会 会長（竹保）	
磯貝 香奈		町立小中学校PTA連絡協議会 会長（長中）	
佐々木 秀典	事業主を代表する者	帝人株式会社三島事業所	
井出 康	労働者を代表する者	三島地区労働者福祉協議会長泉支部	副会長
土山 法往	子ども子育て支援に関する事業に従事する者	保育園園長会 会長	
野秋 和弘		私立幼稚園 園長	
渡邊 晴彦	その他町長が必要と認める者	町校長会（長泉南小学校）	
原 孝雄		長泉町民生委員・児童委員協議会 会長	
植松 幸則		長泉町社会福祉協議会	
関野 直子		主任児童委員	

関係課

目黒 健一	教育推進課	課長
高橋 和宏	生涯学習課	課長
露木 伸彦	福祉保険課	課長
三澤 哲也	健康増進課	課長

事務局

神山 雅彦	教育委員会	部長
柏木 英樹	こども未来課	課長
金丸 直史		
山田 克彦		
室伏 麻衣		

3 長泉町子ども・子育て会議の開催経過

開催日時	検討内容
令和元年 5月 22日	令和元年度第1回長泉町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画 事業実施状況等について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)策定スケジュールについて
令和元年 10月 17日	令和元年度第2回長泉町子ども・子育て会議 (1) 特定地域型保育事業の利用定員の設定について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和元年 12月 17日	令和元年度第3回長泉町子ども・子育て会議 (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和2年 1月 20日 ～2月 19日	第2期長泉町子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募集 (パブリックコメント)実施

4 用語解説

【あ行】

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力

育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度(平成14年4月より) (注) 育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利(形成権)である。

いじめ

当該児童・生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

子育て

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育てサークル

地域子育て支援センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的に集まる子育て家庭の親からなるグループのこと

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条）

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

児童虐待

保護者がその監視する児童(18歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うこと

食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域子育て支援拠点事業

親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」等と呼ばれる。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

認可保育所

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの

認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている。）

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

さらに、認定こども園に通っていない子どもを含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っている。

【は行】

病児・病後児保育

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業

ファミリー・サポート・センター

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子育てについて助ける会員組織

保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）

放課後子供教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

放課後児童会（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【ま行】

未移行幼稚園

「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園であり、現行のまま私学助成を受ける幼稚園。

【や行】

幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設（学校教育法第22条）

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

第2期長泉町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 長泉町教育委員会 子ども未来課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

TEL 055-989-5573 FAX 055-989-5993

E-mail kosodate@town.nagaizumi.lg.jp
